

令和6(2024)年度

芳賀の教育

第24号

栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所

「芳賀の教育」の活用にあたって

1 作成の趣旨

本資料は、これまでの合同訪問等で把握した成果と課題を踏まえるとともに、「令和6(2024)年度 指導の指針 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校」を受けて、各学校の指導の充実・改善の参考として作成し、芳賀教育事務所のホームページに掲載するものです。

各学校においては、それぞれの学校の実態を十分に踏まえ、未来をたくましく生きていくことのできる子どもの育成に向け、本資料を有効に活用し、特色ある教育活動の編成と実施に努めることを期待します。

2 内容の概要

本資料は、次のような内容で構成されています。

I 今、求められる教育の方向性と課題

九つの領域等について、「方向性」、「課題」、「参考資料」によって構成してまとめた。

II Q & A

「I 今、求められる教育の方向性と課題」で示した「課題」の中から、特に指導の充実が望まれるものを選び、具体策としてQ & A形式でまとめた。

III 参考資料

合同訪問や学校の研修会等の参考になる資料を中心に掲載した。

3 活用上の留意点

次のことに留意の上、創意ある活用に努めてください。

- (1) 学校の実態に即して、重点的な取り扱いをしたり、資料の内容に付加したりして、学校独自の課題を設定するなど、学校全体の教育計画の策定に役立てる。
- (2) 「I 今、求められる教育の方向性と課題」については、学校教育活動の見直しのための観点として活用したり、実践を更に深めたりしながら学校教育の活性化を図る。
- (3) 「II Q & A」及び「III 参考資料」については、各学校における領域等の実践課題を明確にするための研修資料として活用したり、実践を更に深めたりして日々の教育活動の充実を図る。



目 次

I 今、求められる教育の方向性と課題

1	学校経営	「生きる力」を育む活力と創意に満ちた学校経営	2
2	学習指導	確かな学力を育成する学習指導	3
3	道徳教育	児童生徒の心に響く道徳教育	5
4	特別活動	「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力を育む特別活動	6
5	児童・生徒指導	自己指導能力を育てる児童・生徒指導	7
6	人権教育	一人一人を大切にすると人権教育	8
7	学校体育・健康教育	生涯にわたる健康・体力の保持増進及び豊かなスポーツライフの実現を目指す学校体育・健康教育	9
8	特別支援教育	一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育	1 2
9	生涯学習	子どもたちの学びや成長を支える生涯学習	1 3

II Q & A

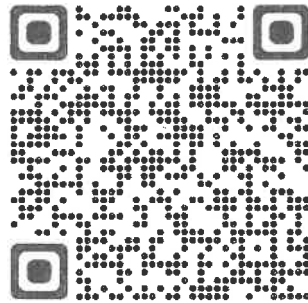
Q 1	道徳教育における「別葉」を作成する意義は何か。また具体的な作成のポイントを教えてください。	1 5
Q 2	不登校の未然防止につながる教育相談について教えてください。	1 7
Q 3	通級による指導の「自立活動」とは、どのような指導なのかを教えてください。	1 9
Q 4	学校体育において、生涯にわたって運動に親しむ児童生徒を育てるためにはどのようなことに取り組めばよいか教えてください。	2 1
Q 5	外国人児童生徒等への指導・支援について教えてください。	2 3
Q 6	協働につなげていくための、熟議の具体的なプロセスを知りたい。	2 5

III 参考資料

令和6年度 教育課程編成確認事項一覧	2 8
学習指導案形式参考例（各教科等）	3 1
学習指導案形式参考例（特別の教科 道徳）	3 5
学習指導案形式参考例（学級活動）	3 9
学習指導案形式参考例（特別支援教育）	4 7
ふれあい学習デリバリー講座案内及び申込書	5 0
学校訪問について	5 2
諸表簿整備に当たっての主な項目と観点例	5 4



Ⅰ 今、求められる教育の方向性と課題



1 学校経営

「生きる力」を育む活力と創意に満ちた学校経営

【方向性】

本県では、令和3年の2月に「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」を策定し、「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」を基本理念に掲げ、「6つの基本目標」及び「20の基本施策」を示した。各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育活動の中で、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、児童生徒の「生きる力」を育む学校経営に努めることが一層求められる。

その際、各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。

【課題】

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教育課程の編成と実施

各学校においては、これまでの取組を生かしつつ、地域や学校及び児童生徒の実態、心身の発達の段階や特性等を考慮し、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成のため、学習指導要領の趣旨を踏まえ、社会に開かれた教育課程の実現と充実に努めることが求められる。

(2) 組織の活性化と教職員の専門性の向上

教職員一人一人が居がいとやりがいをもって学校経営に参画するためには、学校組織マネジメントの視点から、教職員の資質・能力を生かした組織編成や職務内容の明確化と共通理解、ミドルリーダーの育成やOJTを中心とした若手教員の育成、教職員評価を生かした個々への働きかけ、業務改善等を目指した働き方改革の推進などが重要である。

また、チームによる指導案の検討・作成やワークショップ型授業研究会などの校内研修の充実に図り、校種や教科を越えた共同研究を設定するなどして教職員の指導力の向上に努めることが求められる。

(3) 学校評価を生かした学校づくりの推進

各学校は、教育活動やその他の学校運営について、児童生徒や教員に対するアンケート等を含む自己評価と、自己評価の結果を踏まえた保護者や地域住民に対する学校関係者評価を行い、その結果を公表する必要がある。その際、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施することが求められる。

・芳賀の教育 HP版 Q&A集 学校経営 H23

「Q1 学校評価を学校運営の改善につなげるためのポイントは何か。」参照

(4) 教職員のサービスの厳正

信頼される学校づくりの推進に向けて、現職教育等の機会をとらえ、「懲戒処分の基準」「教職員の信頼確保に向けて—不祥事防止のための事例集—」等の資料を参考に、具体的な情報提供及び研修を通して教職員のさらなる意識化を図り、サービスの厳正により一層努めることが大切である。

とりわけ各種の情報のデータベース化に伴う情報管理については、細心の注意を払い、個人情報情報の持ち出しや外部流出の予防に努めることが求められる。

(5) 危機管理の徹底

安全管理に関する校内体制の整備については、「危険等発生時対処要領」の見直しとともに、全教職員で共通理解の徹底を図り、実際の場面を想定し、その対処法を検証するなどの研修の場を設け、教職員の意識の高揚と対応力の向上に努めることが大切である。また、児童生徒の日常生活全般における自らの安全確保や危険を予測・回避できる能力を育成するために、生活安全、交通安全、災害安全の各領域について、計画的・継続的な指導の充実に努めることが求められる。

これらの取組に加え、各学校においては、児童生徒の安全確保の視点から、関係諸機関及び保護者や地域との連携を一層強化することが必要である。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「服務規律の徹底と不祥事の撲滅を目指して」	R05.3	県教委
・「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック」	R03.3	県教委
・「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」(2021▶2025)	R03.2	県教委
・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」	H31.3	文科省
・「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」	H29.7	文科省
・「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」	H29.3	文科省
・「学校評価ガイドライン〔平成28年改定〕」	H28.3	文科省
・「学校事故対応に関する指針」	H28.3	文科省
・「栃木県教職員懲戒処分の基準」(令和2年12月1日適用)	H16.6	県教委

2 学習指導

豊かな学力を育成する学習指導

【方向性】

学習指導要領では、確かな学力を育成する上で「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、児童生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。」が大切であると示された。

資質・能力の三つの柱の育成がバランスよくできるよう、各学校においては、指導の重点化や、少人数や習熟度別学習等、児童生徒の学習状況や個に応じた指導を工夫することによって、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させることが求められる。さらには、習得した知識及び技能を活用して課題を解決していく探究活動を、総合的な学習の時間を中心に質的に充実させることなどにより、思考力、判断力、表現力等を育成することが必要である。また、主体的に学習に取り組む態度の育成、学習習慣の確立のために、意図的・計画的な指導計画の下に、児童生徒が主体的に学習に取り組むための学業指導の充実と、保護者への啓発等、家庭との連携を行うことが重要である。

【課題】

(1) 生きて働く「知識及び技能」の習得

生きて働く知識及び技能を習得させるために、全ての児童生徒が各学年で身に付けるべき基礎的・基本的な知識及び技能等を扱った「とちぎっ子学習状況調査復習教材」の「ドリル」や「フォローアップ」等の問題を活用し、学年や発達の段階、個々の学習状況や個に応じた指導を工夫することが大切である。また、分かる授業を展開するとともに、他の学習や生活の場面で活用できる知識及び技能が習得されるような学習過程の工夫・改善が求められる。

(2) 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成

思考力、判断力、表現力等を育むためには、各教科において、基礎的・基本的な知識及び技能を活用するため、記録、要約、説明、論述等の言語活動を充実させること、そして、それらを生かして、総合的な学習の時間を中心として行われる教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動に発展させることが重要である。自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したりするなどして、集団としての考えを形成していく学習活動の工夫を図る必要がある。ウェブサイト学力向上アーカイブに掲載されている「パワーアップシート（とちぎっ子 Ver.、全国 Ver.）」等を効果的に活用し、身に付けさせたい力を再確認することも大切である。

(3) 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養

主体的に学習に取り組む態度の育成のためには、児童生徒が分かる喜びを実感したり、学ぶ意義を認識したりできるような学習活動の充実を図ることが求められる。児童生徒が見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れることにより、自ら学ぶ態度を育むことが求められる。「学ぶ意欲をはぐくむ」リーフレットを参照されたい。さらに、「家庭でできる学力アッププロジェクト」（保護者用リーフレット）を活用し、家庭学習の意義を伝えたり、宿題を活用して家庭学習の習慣を身に付けさせ、それを自主学習につなげさせたりするなどして、学習習慣の確立を図ることが必要である。

また、「学業指導」の充実を図り、互いに高め合える学級づくり、学びに向かう集団づくりに努めるとともに、児童生徒が意欲的に取り組める授業づくりをすることが必要である。そのために、①自信をもたせる授業、②コミュニケーション能力を育む授業、③一人一人の実態に配慮した授業、を実践することが大切である。

(4) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

確かな学力の育成は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものである。「主体的な学び」「対話的な学び」

「深い学び」の視点に立った授業改善を行うためには、各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とし、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか等を考え、実現に努めることが大切である。深い学びの鍵として、各教科等における「見方・考え方」を働かせ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視する必要もある。

(5) 指導に生かす評価

学習評価については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して「指導と評価の計画」を作成し、指導と評価の一体化を図ることが大切である。目標に準拠した評価による「観点別学習状況の評価」については、指導や支援に生かすことに重点を置き、記録に残す評価の場面を精選する必要がある。評価補助簿を適切に活用したり、評価による指導を振り返ったりして、児童生徒の学習状況を適切に評価するよう留意する。また、妥当性、信頼性をより高めた学習評価になるよう、評価規準や評価方法等について、一層の共有化を図り、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。学年や学校段階を越えて、児童生徒の学習状況が円滑に接続され、その後の指導に生かされるよう、学校全体で一貫した方針の下、学習評価に取り組むよう努める。

(6) カリキュラム・マネジメントの充実

① 教科等横断的な視点からの資質・能力の育成

各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程の編成を図るようにすることが大切である。学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）と現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成が図れるよう、教科等横断的な視点により適切な指導を行うことが重要である。

② 学習指導の検証改善サイクルの構築

各校で作成した学習指導計画は、前年度の取組を踏まえて改善する必要がある。その際には、「とちぎっ子学習状況調査」や「全国学力・学習状況調査」等の各種調査結果を十分に活用し、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して課題を明確にすることが重要となる。また、「学力向上改善プラン・レポート」等を活用し、学校独自の学習指導における検証改善サイクルを確実に構築・運用し、教師一人一人の指導力の向上に努めることが大切である。

③ 学習環境の整備・充実

教育課程の実施に当たっては、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境について具体的に把握するとともに、人材や予算、時間、情報などの人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせ、学習指導の質の向上に努めることが大切である。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06. 3	県教委
・「家庭でできる学力アッププロジェクト」(保護者用リーフレット)	毎年	県教委
・「新学習指導要領に基づく指導と評価一体化のための学習評価に関する参考資料(中)」	R02. 12	県教委
・「新学習指導要領に基づく指導と評価一体化のための学習評価に関する参考資料(小)」	R02. 7	県教委
・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」	R02. 3	国研
・「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善(実践編)」	H31. 3	総教セ
・「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善(理論編)」	H30. 3	総教セ
・「とちぎの子ども『確かな学力』向上のために～授業改善に向けた3つの視点～Vol. 2」	H30. 3	県教委
・「とちぎの子ども『確かな学力』向上のために～言語活動の充実を図る3つの提案～」	H28. 12	県教委
・「パワーアップシート」	H27. 12	～ 県教委
・「とちぎの子ども『確かな学力』向上のために～授業改善に向けた3つの視点～」	H27. 11	県教委
・「学ぶ意欲をはぐくむ」リーフレット(改訂版)	H25. 3	総教セ
・「学業指導の充実に向けて」	H24. 3	県教委
・「言語活動の充実に関する指導事例集(小学校版・中学校版)」	H23. 10	文科省

3 道徳教育

児童生徒の心に響く道徳教育

【方向性】

道徳教育は、児童生徒一人一人が、人・社会・自然などとの豊かな関わりを通して、自己の生き方や未来について考えたり、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について自覚を深めたりして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を主体的に身に付けていくためのものである。

各学校においては、校長の学校経営方針の下、道徳教育推進教師を中心とした推進体制を整備すること、全教育活動を通じて行う道徳教育の目標をしっかりと押さえた指導を行うこと、家庭や地域社会との連携を図りながら、児童生徒の心に響く道徳教育を進めることが大切である。特に、道徳教育の要（かなめ）としての「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）の重要性を深く認識し、魅力的で多様な授業を展開できるよう、教師の指導力を高める必要がある。

【課題】

(1) 全教育活動を通しての道徳教育の充実

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の全教育活動を通じて行うものであり、各教科等の特質に応じ、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うことが大切である。

まずは、校長の学校経営方針の下、道徳教育推進教師を中心とした組織的な推進体制を整備し、全教職員が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成・充実を図ることが求められる。また、全体計画に、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものや道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを、別葉として加えるなど、年間を通して具体的に活用しやすいものにするのが求められる。

さらに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係の構築、学校や学級の環境整備の充実を図ったりすることも大切である。

(2) 豊かな体験活動の充実といじめの防止

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の豊かな体験活動を生かし、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ることが大切である。日常生活や各教科等において、自らの生き方に関わる体験活動の充実を図り、道徳科の時期や内容との関連を考慮し、道徳的価値の一層の自覚を深めるなど指導の工夫が望まれる。

また、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特性を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが必要である。

(3) 道徳科における道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

道徳科の指導では、導入、展開、終末の一般的な指導の過程を基本としながらも、児童生徒一人一人が道徳的価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己（中学校では、人間として）の生き方についての考えを深めることで、児童生徒が主体的に道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を身に付けられるような授業の充実が望まれる。

また、道徳教育推進教師を中心に、校長や教頭などの参加による指導や他の教職員とのチーム・ティーチングなどの指導、養護教諭や栄養教諭の協力など、学校の教職員が協力して指導に当たることができるような計画づくりを推進し、道徳科の指導体制の充実を図ることが必要である。

(4) 家庭や地域社会との連携による道徳教育の充実

道徳科の授業を公開したり、教え育てる道徳教育」指導資料の「ふるさととちぎの心（栃木県郷土資料集）」等を活用した授業を実施したり、地域教材の開発や活用をしたりする際に、保護者や地域の人々に積極的に参加を求め協力を得るなど、相互の連携を深めることが大切である。

また、学校の道徳教育に関わる情報発信と併せて、児童生徒の発達の段階に応じて、基本的生活習慣の確立や規範意識の醸成等の内容を家庭にも啓発していくことが考えられる。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「栃木県道徳教育ハンドブック」	R02.3	県教委
・「『考え、議論する道徳』の授業づくり（中学校段階）」	R02.3	総教セ
・「『考え、議論する道徳』の授業づくり（小学校段階）」	H31.3	総教セ
・「学習指導要領（平成27年3月一部改正）対応『教え育てる道徳教育』」	H29.3	県教委
・「『ふるさと とちぎの心』 栃木県道徳教育郷土資料集（小学校編）」	H27.3	県教委
・「『ふるさと とちぎの心』 栃木県道徳教育郷土資料集（中学校編）」	H26.3	県教委
・「教え育てる道徳教育資料集 『とちぎの子どもたちへの教え』指導事例集」	H25.3	県教委

4 特別活動

「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力を育む特別活動

【方向性】

特別活動では、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力の育成を目指す。各学校では、特別活動の目標及び各活動・学校行事の目標の達成のため、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、家庭や地域と連携を深めながら、①多様な他者と協働することの意義を理解し、行動の仕方を身に付けること ②課題を解決するために話し合い、合意形成や意思決定をできるようにすること ③身に付けたことを生かし、生活及び人間関係の向上や自己実現を図ろうとする態度を養うことが求められる。

また、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることを踏まえ、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる必要がある。キャリア・パスポートを整備・活用し、教師が対話的に関わることで、より系統的な指導が期待できる。さらに、道徳科との関連を考慮し、道徳教育の内容について、特別活動の特質に応じて適切に指導をすることが望まれる。

各学校では、学習指導要領の特別活動の改訂の趣旨を十分理解し、特別活動の全体計画や学校で定める評価の観点（以下、全体計画等という）に基づいて各活動・学校行事の年間指導計画・評価計画（以下、年間指導計画等という）を作成するとともに、特別活動の評価を工夫し、指導に生かしていく必要がある。

【課題】

(1) 学級活動の指導計画の作成と話し合い活動の充実

学級活動については、特別活動の全体計画等を踏まえて「学校としての学級活動の年間指導計画等」を作成し、それを基に「学級ごとの学級活動の年間指導計画等」を作成する。

その際、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮すること、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること、各教科等との関連を踏まえ、系統立てて計画的に指導できるようにすること、児童生徒の自発的、自治的な活動を一層重視する観点から、活動内容(1)を充実させること、活動内容(2)及び(3)においても、教師の適切な指導の下、積極的な話し合い活動の充実を努めること、児童生徒の実態や発達の課題等を考慮して、指導内容の重点化及び内容間の関連や統合を図ることなどが大切である。また、「キャリア・パスポート」の活用を年間指導計画に位置付け、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、活用を工夫する。

(2) 自主的、実践的な態度を育てるクラブ活動、児童会・生徒会活動の充実

小学校におけるクラブ活動については、クラブ活動の目標が十分に達成できる授業時数、かつ、「(1)クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営」「(2)クラブを楽しむ活動」「(3)クラブの成果の発表」の3つの内容が効果的に行える授業時数を、年間、学期ごと、月ごとに適切に充てることが大切である。

小学校における児童会活動では、異年齢集団による交流を通して学校の諸問題を話し合い、合意形成したことについて自分の果たすべき役割を決めて責任を果たし、協力する機会を多く設定するなど、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする必要がある。その際、教師は、児童にとって過重な負担とならないよう、また、児童の自治的な活動として任せることのできない活動の条件を明確にするなどの配慮をして指導に当たることが大切である。

中学校における生徒会活動では、小学校での児童会活動で身に付けた資質・能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすることが必要である。その際、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、それぞれの役割を分担し協力し合って集団活動を進めるよう、教師が適切に指導・援助することが大切である。

(3) 学校行事の内容の見直しと体験的活動の充実

学校行事の指導計画については、特別活動の全体計画等を踏まえ、全教職員が関わり年間を見通した適切な年間指導計画等を作成することが大切である。さらに、それを基に行事ごとの指導計画を作成することになる。

学校行事の内容の見直しに当たっては、学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、種類ごとに、行事及びその内容の重点化や、行事間の関連・統合を図るなどして、精選することが大切である。

実施に当たっては、学校・地域の実態及び児童生徒の発達の段階に応じた様々な人々との触れ合いや、自然体験・社会体験など体験活動の充実に努め、それらを通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり発表し合ったりする活動を工夫することが大切である。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「学校文化を創る特別活動【中学校・高等学校編】」	R05.5	国研
・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校)(中学校)」	R02.3	国研
・「『キャリア・パスポート』の導入に向けて～小・中・高の学びをつなぐキャリア教育充実のために～」	R02.1	県教委
・「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」(リフレット、指導資料)	H30.7、H30.12	国研
・「学習指導要領解説 特別活動編」【小学校版】【中学校版】	H29.7、H29.7	文科学

5 児童・生徒指導

自己指導能力を育てる児童・生徒指導

【方向性】

児童・生徒指導は、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うものである。そのため、特に、学びに向かう集団づくりや児童生徒が意欲的に取り組む授業づくりなど、「学業指導」の充実に努めることが重要である。

また、校長のリーダーシップの下、担任や担当だけで抱え込むことなく、児童指導主任、生徒指導主事を中心として組織的、効果的に機能する児童・生徒指導を推進することが求められる。

【課題】

(1) 児童生徒の自己指導能力を育成する本質的な児童・生徒指導

児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることができるよう、自発的・主体的に成長や発達する過程を支えることが大切である。その際、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」の視点に留意する必要がある。

(2) 全教職員の連携・協力による組織的な児童・生徒指導

児童・生徒指導は、全教職員の連携・協力によって行われるものであり、児童指導主任・生徒指導主事を中心としたチーム学校として、組織的、効果的に機能する指導体制を確立することが重要である。その際、指導の方針を教職員間で共通理解するとともに、報告・連絡・相談の徹底を図り、協力して児童生徒の指導・支援に当たることが大切である。

また、受容的な態度で児童生徒の内面を共感的に理解する教育相談に努め、関係機関との連携も含めた学校教育相談体制の充実に努めることが大切である。

(3) 児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止と的確な対応

児童生徒の問題行動等には、いじめや不登校に関する対策委員会などの組織を生かし、複数の教職員で情報の共有化を図りながら指導に当たる必要がある。

特に、いじめの問題については、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な検証・改善によるいじめ対策の充実に努めることが重要である。また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた支援方法を検討し、きめ細かく柔軟に対応するとともに、魅力ある学校づくりに努めるなど、新たな不登校を生まないための取組を充実させることが求められる。

また、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネットの利用の長時間化等を踏まえ、情報端末やSNS等によるインターネットの利用に当たっては、保護者と連携して適切な指導を行い、最新の情報を基に、情報モラルの育成に努めることが重要である。

(4) 家庭、地域及び関係機関等との連携・協働体制の充実

児童・生徒指導の充実に努めるためには、家庭や地域に対して情報を発信したり、収集したりしながら、連携・協働することが大切である。また、問題行動等への予防と対応のためには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、福祉部局、異校種等）の特徴を踏まえて、実態に即した連携・協働した取組の充実に努めることも重要である。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「令和6(2024)年度 栃木県児童・生徒指導の基本方針」	R06.3	県教委
・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」	R05.3	文科省
・「生徒指導提要」	R04.12	文科省
・「学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」	R03.3	県教委
・「いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～」	H31.3	県教委
・「栃木県いじめ防止基本方針」(改定)	H29.12	県教委
・「保護者向け啓発資料『親子でチェック 安心・安全インターネット』」	H29.7	県教委
・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」	H29.3	県教委
・「情報モラルの育成に関する調査研究(小・中・高・特)」	H29.3	総教委

6 人権教育

一人一人を大切にす人権教育

【方向性】

本県では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）である人権教育を、「栃木県人権教育基本方針」（平成14年4月1日実施）に基づいて推進している。また、「栃木県教育振興基本計画2025」の基本施策の一つにも、「人権尊重の精神を育む教育の充実」が位置付けられている。

義務教育段階の学校教育における人権教育は、「豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のない望ましい人間関係を確立することに努める態度を育てること」（「指導の指針」より）をねらいとしている。

各学校では、児童生徒の発達の段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を深める必要がある。その際、学校としての課題を明らかにし、児童生徒、保護者の実態と地域の実情を踏まえて教育計画を見直すとともに、教職員自らの人権意識を高め、一人一人を大切にす教育活動を推進することが重要である。

【課題】

（1）各教科等の特質に応じた指導内容及び方法の改善・充実

各学校では、全ての教育活動を通じて、児童生徒が相手の立場に立ってものごとを考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理的な矛盾や気づき、自分たちの問題として捉え、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導（基底的指導）の充実を図ることが大切である。また、各教科等の授業において、人権一般や様々な人権問題について取り上げ、各教科等の目標を達成と人権教育のねらいを達成する指導（直接的指導）を計画的に実施し、直接的指導以外の全ての授業においても、各教科等の目標を達成するなかで、人権教育で育てたい資質・能力につながる科学的・合理的なものを見方・考え方、豊かな感性などの資質・能力を育てる指導（間接的指導）に努めることが必要である。

これらの学習を進めるに当たっては、指導資料の整備・活用に努めるとともに、知識伝達型の学習に加えて、参加体験型の手法を取り入れたり、地域の教育資源を積極的に生かしたり、体験活動を取り入れたりするなど、ねらいに即して学習活動の工夫・改善を図ることが重要である。

（2）校内研修の一層の充実と推進体制の整備・確立

教職員は高い人権意識が求められることを自覚し、人権感覚を磨き、人権意識を高めるために、校内研修を組織的・計画的に実施することが大切である。研修方法も、ワークショップなどを効果的に取り入れたり、授業研究会などを通して学習内容や方法（「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」）についての研修を実施したりするよう努める。

また、同和問題や近年顕在化している人権問題（外国人に関わる問題やインターネットによる人権侵害、児童虐待や性的指向・性自認にかかわる人権問題など）の現状についての認識を深め、適切な対応等の研修も重要となっている。

（3）よりよい人間関係の形成及びよりよい集団の構築に向けた取組の推進

人権が尊重された雰囲気や環境づくりにおいては、掲示物等の物的環境、教職員の言語環境等、学習環境づくりに努めることで、児童生徒を取り巻く環境がおのずと児童生徒の自尊感情や学習意欲の高まり、自他を大切にす感覚及び人権意識の育成を図るよう努める。

様々な集団活動に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考え方を認め合える人間関係を形成するとともに、等しく合意形成に関わり役割を担うことができるよう、指導の工夫を図ることが大切である。

（4）家庭や地域に関する啓発の推進

学校で推進している人権教育の学習効果が高まるよう、保護者や地域の人々に対して、ホームページや授業参観等の機会を生かすなど多様な啓発活動を促進するとともに、様々な人権問題について保護者や地域の人々の意識の把握に努め、家庭や地域の実態に合った方法を工夫し、計画的、継続的な啓発活動に努める。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「人権教育指導資料『直接的指導の充実を図るための基底的指導について』」	R05.3	県教委
・「人権教育推進の手引」	R05.4	県教委
・「人権教育指導資料『様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫』」	R03.3	県教委
・「人権教育指導資料『人権教育推進のためのQ&A—直接的指導編—』」	H31.3	県教委
・「人権教育指導資料『人権教育推進のためのQ&A』」	H29.3	県教委

7 学校体育・健康教育（学校保健、学校安全、学校給食・食育）

生涯にわたる健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指す学校体育・健康教育

【方向性】

近年、児童生徒を取り巻く生活環境等の変化により、体力・運動能力、保健、安全、食（給食）等に関わる様々な課題が生じてきており、児童生徒に対して、適切な意思決定や行動選択ができるような資質・能力を育むことがますます求められている。

このような現状から、明るく活力ある生活を営む態度と実践力の育成を目指し、生涯にわたる健康の保持増進、安全な生活、体力の向上及び豊かなスポーツライフの基礎を培う学校体育・健康教育の充実に努めることが望まれる。そのためには、体育科・保健体育科の授業の充実に図ることはもとより、健康・安全・食に関する指導の全体計画に基づき、学校教育活動全体を通じた取組に努めること、体育・健康・安全・食に対する興味・関心を高め、健康の大切さの認識を深めること、自他の安全に留意させること、家庭・地域・関係機関等との連携をより一層図っていくことなどが求められる。

【課題】

（1）自己の能力に応じた日常化につながる計画的・継続的な体力づくりの推進

新体力テスト等により把握・分析した児童生徒の体力の実態を、体育・健康に関する指導の全体計画や教科経営計画等の作成に生かしたり、学校教育活動全体を通じた計画的・継続的な実践に生かしたりすることが大切である。

授業では、学習内容や学習活動に適した具体的な手立てをより明確にしたり、運動の習慣化・日常化につながる指導・支援を工夫したりする必要がある。

指導に当たっては、「何ができるようにするのか（育成を目指す資質・能力）」を明確にし、それらに応じたねらいを設定したり、学んだことを振り返ったりして学習を進めることが求められる。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるようにするために、運動や健康についての自己（小）〔自他（中）〕の課題を見付け、その〔合理的な（中）〕解決のための活動を選んだり、習得したことを学習場面に適用・応用したりする活動の充実に図ることが大切である。

その際、児童生徒の実態や発達の段階、指導内容の系統性、運動量の確保、小・中・高の接続等を踏まえた年間指導計画や単元指導計画（評価計画を含む）を作成し、指導することが望まれる。

なお、小学校の運動領域及び中学校の体育分野において言語活動を意識した取組をする際には、体育科・保健体育科の特質を踏まえ、活動量を十分に確保することが大切である。

（2）心身の健康の保持増進のための学校保健

児童生徒が健康の大切さを認識し、自分の生活と健康との関わりについて、実感を伴って理解できる指導計画の作成と指導方法等の工夫をする必要がある。特に、性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育及びがん教育においては、専門性を生かした指導が効果的に行われるよう、養護教諭や関係諸機関と適切な連携を図るように努めることが大切である。

また、学校と家庭、地域社会が連携して児童生徒の健康問題の解決を推進していくために、学校保健委員会や地域学校保健委員会をより一層活性化する必要がある。

なお、学級活動（2）における保健、安全、食に関する指導については、「集団思考を生かした一人一人の意思決定」という特質を踏まえた取組が望まれる。また、体育科・保健体育科における保健領域・保健分野の指導については、事例などを用いたディスカッション、プレーンストーミング、実習、実験、課題学習など、知識を活用する学習活動を充実させることが求められている。

（3）自他の生命尊重を基盤とした安全教育・安全管理の充実

安全教育・安全管理の充実のために、特に大切なことは以下の4点である。①自然災害による被害、不審者による被害、そして、交通事故を防止するため、家庭や地域・関係諸機関と連携した安全対策・安全教育の一層の充実に図ること、②防災教育（避難訓練等）、防犯教室、交通安全教室等を定期的に取り入れ、児童生徒の危険予測能力や危険回避能力の育成に努めること、③緊急時における救急体制、連絡体制の整備等、危機管理体制の確立を図ること、④危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいた教職員に対する防災訓練、防犯訓練、心肺蘇生法訓練等において、具体的なシミュレーションを取り入れた研修・訓練を定期的を実施し、実施後には常にマニュアル等の改善を図ること、である。

なお、特に防災については、学校だけでは対応できないほどの甚大な被害が予想される大規模の災害が発生したり、あるいは、そのような災害が、児童生徒が学校にいないとき（登下校時、校外学習、休日等）に発生したりすることなども想定されるため、市町、地域、保護者等と一層の連携を図り、地域ぐるみで災害への対策を講じることが必要となる。具体的には、保護者や警察等の関係機関、自治会等と連携した防災教室や避難訓練を積極的に開催すること、並びに、災害発生時の避難経路の確保や避難所の確認、保護者との連絡体制の確認などの情報の共有化を図るネットワークづくりを進めることが考えられる。また、各市町から避難所に指定された学校、あるいは、学区内に児童生徒、保護者、地域住民が避難をするような施設がある場合には、各市町防災担当課と計画的に連携会議等を開催し、学校と市町の連携を確認しておくことが考えられる。

・芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 特別活動 H24 及び学校体育・健康教育・安全教育 H24

「Q3 大地震を想定した避難(防災)訓練の実施に当たりどのようなことを留意したらよいか。」及び

「Q6 大地震に備えての校内体制を整備するに当たり、どのようなことに留意したらよいか。」参照

・芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 学校体育・健康教育・安全教育 R4

「Q4 防災教育をさらに推進していきたいが、どのような工夫があるか。」参照

(4) 楽しく豊かな給食活動と食に関する指導の推進

児童生徒が親しみのもてる食事内容の多様化と栄養管理の充実、及び食事環境の整備や衛生管理の徹底により、楽しく豊かで安全・安心な給食活動の実現を図ることが大切である。

また、児童生徒一人一人が、毎日バランスのよい朝食を食べるなどの望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付け、食事を通して自らの健康管理ができるようにするために、「食に関する指導の全体計画①及び②（年間指導計画）」を作成し、家庭や地域と連携しながら、学校教育活動全体で食に関する指導の充実に努める必要がある。その際、学校給食を生きた教材として活用しながら様々な教科等と関連させた指導を行うことが求められる。

指導に際しては、専門性を生かした指導が効果的に行われるよう、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭等と適切な連携を図るように努めることが大切である。

なお、学校給食委員会等の食育推進体制を確立したり、保護者、関係機関等と連携を図ったりすることなどにより、食中毒や誤えん事故の予防、食物アレルギー等に対して適切に対応をすることが望まれる。

【参考資料】	
[学校体育・健康教育共通]	
・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3 県教委
・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」【中学校編】	R02.12 県教委
・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」【小学校編】	R02.7 県教委
・『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校 体育】【中学校 保健体育】	R02.3 文科省
・「中学校学習指導要領解説 保健体育編、技術・家庭編、特別活動編、総合的な学習の時間編 等」	H29.7 文科省
・「小学校学習指導要領解説 体育編、家庭編、特別活動編、総合的な学習の時間編 等」	H29.7 文科省
[学校体育]	
・「小学校体育（運動領域）指導の手引き～楽しく身に付く体育の授業～」HP版	R05.10 スポーツ庁
・「柔道の未来のために 柔道の安全指導〔2020年第5版〕」	R02.1 全柔連
・「運動部活動指導の手引き」	H31.3 県教委
・「とちぎ元気キッズ サポートプログラム、チャレンジプログラム～投・走・跳の運動～」	H28.3 県教委
・「学校体育実技指導資料第10集 器械運動指導の手引」	H27.3 文科省
・「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引（三訂版）」	H26.3 文科省
・「小学校低・中・高学年体育（運動領域）デジタル教材（※YouTubeへリンク）」	H26.3 文科省
・「学校体育実技指導資料第9集『表現運動系及びダンス指導の手引き』」	H25.3 文科省
・「学校体育実技指導資料 第2集 柔道指導の手引(三訂版)」	H25.3 文科省
・「学校体育実技指導資料第7集『体づくり運動』（改訂版）」	H24.7 文科省
・「小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック」	H24.5 文科省
・「学校体育実技指導資料第8集『ゲーム及びボール運動』」	H22.3 文科省
・「学校体育実技指導資料第1集『剣道指導の手引』参考資料」	H22.3 文科省
[学校保健]	
・「保健教育における個別指導の考え方、進め方（中学校）」	R06.3 日学保
・「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂版）」	R06.3 日学保
・「薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）」	R06.3 日学保
・「学校における薬品管理マニュアル 令和4年度改訂」	R05.3 日学保

・「保健教育の指導と評価 令和4年度版」	R05.3	日学保
・「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き 令和3年度改訂」	R04.3	日学保
・「学校保健の課題とその対応令和2年度改訂版」	R03.3	日学保
・「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料」〈小学校編 R元改訂、中学校編 R2改訂〉	R03.3	日学保
・「保健主事のための実務ハンドブック」	R03.3	日学保
・「学校における運動器検診ガイド」	R03.2	県教委
・「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」	R02.3	文科省
・「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」	H31.3	文科省
・「薬物乱用防止教育に関する指導プログラム集」	H31.2	県教委
・「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」（平成30年度改訂版）	H30.4	文科省
・「学校における麻疹対策ガイドライン（第2版）」	H30.2	国感研
・「とちぎの学校環境衛生管理」	H30.2	県教委
・「熱中症環境保健マニュアル2018」	H30.3	環境省
・「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援 ～養護教諭の役割を中心として～」	H29.3	文科省
・「学校・家庭・地域で育む健康教育の手引き」（平成28年度改訂）	H29.3	県教委
・「栃木県 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	H28.2	県教委
・「児童生徒等の健康診断マニュアル（改訂版）」	H27.4	日学保
・「保健室経営計画作成の手引き（平成26年度改訂）」	H27.2	日学保
・「学校における子どもの心のケアサインを見逃さないために」	H26.3	文科省
・「子供たちを児童虐待から守るためにー養護教諭のための児童虐待対応マニュアルー」	H26.3	日学保
・「学校における結核対策マニュアル」	H24.3	文科省
・「学校歯科保健参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	H23.3	文科省
[学校給食・食に関する指導]		
・「食に関する指導の手引ー第2次改訂版ー」	H31.3	文科省
・「地場産物を活用した学校給食と学校における食育の推進のために」	H29.3	県教委
・「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」	H29.3	文科省
・「栃木県学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	H28.2	県教委
・「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』（児童用・指導者用）」	H28.2	文科省
・「学校給食における食物アレルギー対応指針」	H27.3	文科省
・「食に関する指導実践事例集」	H26.10	県教委
・「学校給食衛生管理基準の解説ー学校給食における食中毒防止の手引ー」	H23.3	日学保
・「学校給食における食中毒防止Q&A」	H21.4	日学保
・「食生活学習教材（生徒用・指導者用）」	H21.3	文科省
・「栄養教諭による食に関する指導実践事例集」	H21.3	文科省
・「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart1・Part2」	H21.3	文科省
・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」	H20.3	文科省
[学校安全]		
・「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック」	R03.3	県教委
・「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（改訂版）」	H31.3	文科省
・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」	H30.2	文科省
・「学校事故対応に関する指針」	H28.3	文科省
・「竜巻防災教育プログラム」	H26.12	宇気象
・「学校における防災関係指導資料ー東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への対応ー」	H25.9	県教委
・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	H25.3	文科省
・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」	H24.3	文科省

8 特別支援教育

一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

【方向性】

インクルーシブ教育システム推進に向け、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、合理的配慮の提供を踏まえた適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、児童生徒が自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を養える指導体制づくりを進め、全ての教職員の理解と協力の下に、指導内容の改善・充実に努めることが求められている。

【課題】

(1) 児童生徒の自立や社会参画に向けた校内支援体制の充実

小学校・中学校学習指導要領では全ての教科において「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」について明記された。また、インクルーシブ教育の構築に向け、「学びの連続性を重視した対応」「一人一人の障害状態に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」の改善が挙げられている。

これらのことを踏まえ、特別支援教育の充実にに向けた校長の方針を教育計画へ位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整備する必要がある。

(2) 通常の学級における特別支援教育の充実

障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒自らが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、教員は一人一人の理解を深め、児童生徒の安心感を高める指導・支援に努めることが重要である。必要に応じて個別の教育支援計画を活用して、指導目標を焦点化し、児童生徒のうまくいっている状況を生かした指導を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善に努めることも大切である。

通級による指導においては、学級担任や保護者等との連携を図るとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を確実に作成し、学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成の規定に基づき、自立活動の指導の充実に努めることが重要である。個別の教育支援計画の作成・活用に当たっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図るように努める。

(3) 「特別支援学級」における指導の改善・充実

特別支援学級は学習指導要領総則に示された特別の教育課程編成に係る基本的な考え方を踏まえ、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮した特別の教育課程の編成を行うことが大切である。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、一人一人の障害の状態等を踏まえた適切な指導を行うとともに、定期的に評価して指導目標や指導の手立ての改善を行うことが重要である。なお、個別の教育支援計画の作成に当たっては、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関と支援に関する必要な情報の共有を図るように努める。

(4) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習においては、障害の有無にかかわらず相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があるため、双方の教育的ニーズを十分把握し、効果的な活動を設定していく必要がある。全校体制の温かい雰囲気の中で適切に交流及び共同学習が進められることが大切である。

(5) 進路指導の充実及び切れ目ない支援体制の構築の推進

計画的な教育相談・進路相談を通して、児童生徒や保護者に対する十分な情報提供と意見聴取を行い、児童生徒が主体的に進路を選択できるよう、進路指導の充実に努める。

また、長期的な視点に立ち、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援が必要であることから、児童生徒又は保護者の意向を踏まえ「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等を確実な引継ぎのツールとし、切れ目なく効果的な移行支援を受けることができるよう確実に引継ぎ、十分な連携を図ることが望まれている。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「障害のある子どもの教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実にむけて～」	R03.6	文科省
・「就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援のために～『個別の教育支援計画』の作成と活用～」	R02.6	県教委
・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」	R02.3	文科省
・「初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック」	H31.3	総教セ
・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」	H31.2	県教委
・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	H29.3	文科省
・「通常の学級における特別支援教育『安心感を高める』指導・支援の充実」	H28.3	県教委

子どもたちの学びや成長を支える生涯学習

【方向性】

急激な社会の変化に伴い、子どもたちが予測困難な課題に直面しても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動することのできるよう、新たな学びへと進化することが期待されている。これからの学校と地域は、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、子どもたちが未来の創り手となるために、必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて連携・協働していくことが重要である。

【課題】

(1) 生涯学習社会を担う子どもたちの育成

子どもたちが生涯にわたって能動的に学び続けていくためには、①生きて働く「知識及び技能の習得」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」の資質・能力の育成が求められている。特に、学校では質の高い学びや将来につながる学びの実現に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業の改善を図っていくことが重要である。

さらに、知・徳・体の調和のとれた発達を促すためにボランティア活動や様々な体験活動を取り入れ、よりよい学習の成果を得、さらなる学習への関心を高めるなど、これからの時代を生き抜く力の育成につなげていくことが望ましい。

(2) 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換

これまでの「開かれた学校」からさらに一歩進めて、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が求められている。この「地域とともにある学校」を実現するための有効なツールが「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」とされている。

「地域とともにある学校」の運営に備えるべき機能の一つとして、教職員と地域住民が目標やビジョンを共有するための「熟議（熟慮と議論）」が挙げられている。学校の実情に応じて、教職員と地域住民が「熟議」を重ね、子どもたちに関わるより多くの人の意見を取り上げていくことが大切である。（P25 Q&A参照）

(3) 「地域学校協働活動」に向けた取組

「地域学校協働活動」とは、地域の様々な人々の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を行う活動である。学校と地域はパートナーとして、共に子どもを育て、共に地域を創るという理念に立ち、これまでの学校「支援」から「連携・協働」に発展させていくことが求められている。

より幅広い地域住民が、多様な活動に参画し「地域学校協働活動」を継続的に展開できるようにしていくために、例えば、教職員へのニーズ調査や年間計画への位置付けを行う他、学校支援ボランティアの控室の確保ができることよい。また、学校と地域の実情に応じ、学校と地域の連絡調整を行う地域コーディネーターを複数人配置するなど、コーディネート機能を強化していくとともに、「地域学校協働本部」等の体制を整備していくことが不可欠である。

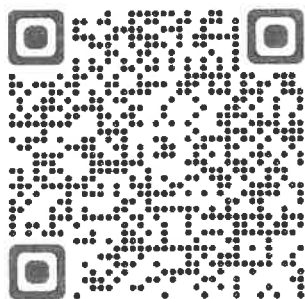
(4) 校内推進体制の充実

生涯学習の推進は学校経営・学校運営とも深く関わり、職務内容も多岐にわたることから、担当者の適正配置や校務分掌への適切な位置付けが必要である。また、地域とよりよい連携・協働を図っていくためには、教職員の十分な理解と体制づくりが求められる。

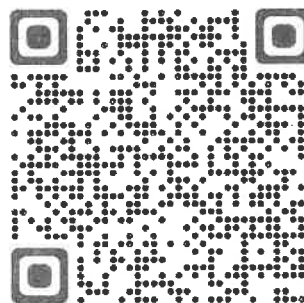
【参考資料】

・「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」	R05. 3	県教委
・「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」	R02. 3	文科省
・「地域学校協働活動 地域と学校でつくる学びの未来」	H30. 3	文科省
・「小学校学習指導要領解説総則編 中学校学習指導要領解説総則編」	H29. 7	文科省
・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」	H27. 12	中教審

II Q & A



【令和6年度Q & A】



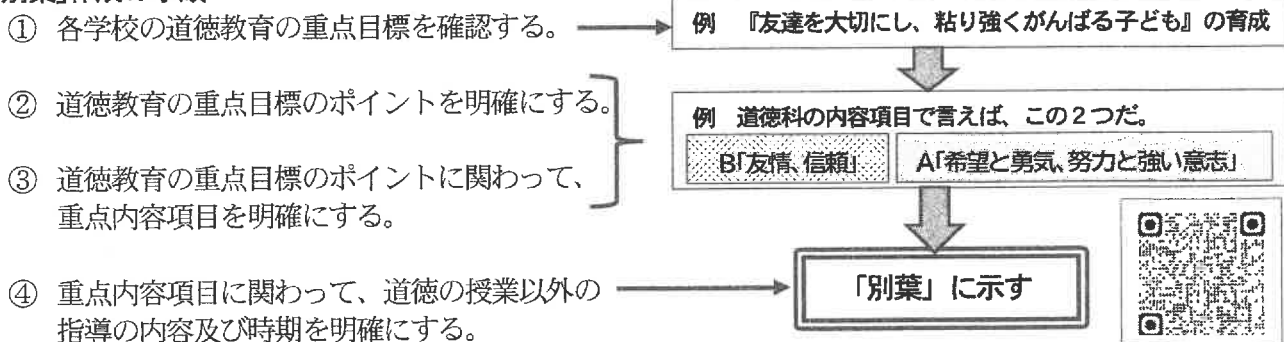
【過去のQ & A集】

Q1： 道徳教育における「別葉」を作成する意義は何か。また、具体的な作成のポイントを教えてほしい。

A： 「別葉」とは、各教科等と道徳教育の内容や指導時期等の関連を一覧表にして示したものである。道徳教育と各教科等の特質等に応じて行われる道徳性を養う指導をつなぐ役割がある。つまり、「別葉」の作成は、「道徳性を養う」という視点において、各教育活動に関連性があることを視覚的に捉えるという意義がある。学校全体で組織的に取り組む道徳教育の推進、充実に当たっては、この「別葉」の実用化を図る必要がある。学校の道徳教育の重点目標から道徳科の内容を確認し、各教科等における指導の機会を明確にすることが大切である。

以下に、「別葉」作成のポイントとして、作成の手順や主な「別葉」の例を示す。

1 「別葉」作成の手順



2 「別葉」の具体例（小学1年生を例に示す。）

【例1：時系列で示した別葉】

内容\月	4月	5月	6月	7月
学校行事	入学式 身体計測 交通安全教室 避難訓練	新体力アスト プール開き	県民の日記念行事 クリーン活動 避難訓練	終業式
道徳	たのしいがっこう C(14) ろうさんとおともだち B(9)	うまれたてのいのち D(17) ありがとうB(17) ゆうたのへんしん A(3) おふるぼそうじA(5)	ありがとう こめんな さいB(8) つばめD(18) もりのふれぜんと C(11) あとかたづけA(3)	ごわのこどりB(9) どうしてかなC(10)
特別活動	学活1			おたのしみかいをしよ ちB(9) 1学期を振り返ろう A(5)
	学活2	たのしくたべよう おいしいきゅうしよく A(3) かっこうのいきがえり D(17)	こんなことがんばって みたいなA(5) からだをきれいに A(3)	いやなことばB(6) なつやすみのすこしか たA(3)
	学活3	これから1年生 A(5) C(14)	かかりやとうぼんのし ごとA(5) C(12)	ほんのかりかたとおつ かいかたC(10)
	児童会 クラブ活動	JRC登録式C(12)		むし指予防集A(3) クリーン活動C(12)
教科	国語	よろしくB(8) つながることはB(8) こえまをどけようB(9)	あめですよD(18)	どうやってみをまもる のかなD(17) こんなことしたよ C(13)
	算数	いくつかなA(3)	なんばんめC(10)	ぜんぶでいくつA(2) のこりはいくつC(10) どれだけおあいC(10)
	生活	かっこうたいすきあい うらお B(9)	いくぞ！かっこうたん けんC(14) げんきにそでてわたし のはなA(5)D(18)	あそびばにでかけよう B(7)C(10)D(18)
備考	スタートカリキュラム参照		1学期の思い出写真を活用	

- ① 重点内容項目の時数を増やす
- ② 重点内容項目を強調する
B「友情、信頼」
A「希望と勇気、努力と強い意志」
他教科との関連を意識し、指導する時期を変更することも考えられる。

- ③ 備考欄を活用する
指導上の工夫等、記録しておくことによって、次年度に引き継ぐことを記入しておくとうい。

 - ・実施上の課題
 - ・効果的であった資料
 - ・校長や教頭の参画
 - ・地域人材の活用 等

- ① 重点内容項目の指導時数を増やす。
- ② 重点内容項目に網掛けをする等、強調する。
- ③ 備考欄を活用する。
- ④ 変更点、修正点があった場合は朱書きで加筆する。

(3) 傾聴の技法

	内 容	例 S:児童生徒 T:教師
繰り返し	児童生徒が話す内容を、できるだけ忠実に要点をおさえて事実を伝える。(事実を繰り返す)	S:「昨日、眠れなかったんです。」 T:「昨日、眠れなかったんだね。」
	児童生徒の言葉の中で表現されているもの、いないものについて、気持ちを表す言葉や、推察される感情を伝えたりする。(感情を繰り返す)	S:「そう言われて、つらかったんです。」 T:「つらかったんだね。」 S:「クラスに居場所がなくて…。」 T:「寂しいのかな？」 「つまらないのかな？」
明確化	うまく表現されていないものを言語化する。	S:「テストのことを考えるとおなかが痛くなるんです。」 T:「それはよい点数を取らなくてはどういうプレッシャーでおなかが痛くなるということかな？」
質 問	意味を確認する場合や「積極的に聴いているよ」ということを伝える場合などに質問する。 ○閉ざされた質問…回答が限定される ○開かれた質問…自由に回答できる ※状況に応じて使い分ける	S:「給食が食べられなくて…。」 T:「体調悪いの？」(閉ざされた質問) S:「はい/いいえ」 T:「何か気になることある？」(開かれた質問)

2 保護者との連携

不登校の未然防止には、児童生徒だけでなく保護者との連携も必要であり、教育相談(面談)は有効である。学校の様子と家庭の様子を共有し、児童生徒一人一人へのその後の支援につなげていく。

保護者に対する教育相談の姿勢(傾聴)は、児童生徒に対するときと同様である。

(1) 教育相談(面談)の流れとポイント

- ① まずは感謝やねぎらいを伝える。
- ② 保護者の話を聴く。<カウンセリングマインド、傾聴の姿勢>
(家庭での様子等)
- ③ 学校での様子を伝える。<よいところから、具体的なエピソードで>
(学校での様子)
- ④ 課題となることを伝える。<情報を整理して、客観的に>
- ⑤ 今後の指導・支援について考える。<保護者とともに考える>

(2) よりよい連携のために

- ① パートナーシップを大切にする
保護者と教師に立場の上下はなく、「子どもを育む」という共通の目標に向かって協力体制を築く。
- ② 「子ども」を中心に据える
保護者と教師がそれぞれの立場で「子どもにとって何がよいのか」を考える。

不登校を未然に防ぐためには、日頃の学級経営を核としながら、全ての教職員が一人一人と積極的に関わり、信頼関係を築くことが不可欠である。その上で教育相談の機会が、児童生徒にとって安心して悩みを相談できる場となる。教職員だけでなく、保護者と共に児童生徒の細かな変化に気付き、支えていくことが大切である。

【参考資料】

・生徒指導提要	R04.12	文科省
・保護者とのよりよい連携のためのヒント	R03.3	総教セ
・児童生徒への適切な指導のために	R02.3	総教セ

Q3：通級による指導の「自立活動」とは、どのような指導なのかを教えてください。

A： 「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第140条、141条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う形態である。

ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導「自立活動」のことである。

以下に、通級による指導の「自立活動」について詳しく述べる。

1 通級による指導の実施形態について

- (1) 自校通級…在籍する学校において指導を受ける。
- (2) 他校通級…他の学校に通級し、指導を受ける。
- (3) 巡回指導…通級による指導の担当者が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う。

2 対象となる児童生徒について

通級による指導の対象となる児童生徒については、学校教育法施行規則第140条に以下のように示されている。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

＜対象にするか否かの判断と開始の際の留意点＞

- ・医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- ・在籍校の校長が市町教育委員会と十分に連携し、市町教育支援委員会等の意見等を十分に考慮した上で判断すること。
- ・開始の手続きは、年度毎に行い、校内委員会において検討した上で開始すること。また、指導内容や時間等についても検討すること。
- ・本人、保護者と合意を得た上で、開始すること。

3 自立活動の意義について

自立活動は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域である。障害のある児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において、様々なつまづきや困難が生じるため、通常学級の児童生徒と同じように、心身の発達の段階などを考慮して教育するだけでは十分とは言えない。このため、障害のある児童生徒は、特別の教育課程を組み自立活動の領域を設定し、その指導を行うことによって、児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指している。

よって、自立活動は一人一人の実態に対応した活動であり、よりよく生きていくことを目指した主体的な取組を促す教育活動であることが重要である。

学校教育において育てたい「資質・能力」
①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等
[各教科等で系統的に示されている目標や内容を指導することでバランスよく育成される。]

通常学級における各教科等の指導に自立活動の指導を生かして指導
[障害のある児童生徒は、その障害によって「資質・能力」の育成につまずきやすい。]

自立活動の指導
[障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服するために指導する。]
育まれる「資質・能力」を支える役割

4 自立活動の内容について

自立活動の内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、個々の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱い効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

<自立活動の内容6区分27項目>

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代替手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作 (4) 身体の移動能力 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

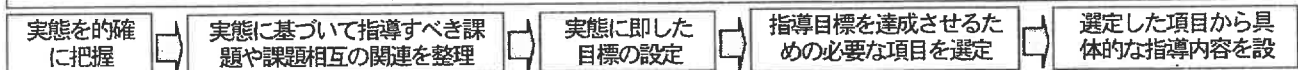
5 具体的な指導内容の設定について

自立活動の指導内容は、対象となる児童生徒の実態を把握し、課題や指導目標、指導内容、指導方法、指導の結果などを記載できる個別の教育支援計画（指導計画）を作成した上で、指導することが重要である。

また、自立活動の指導は、指導目標（ねらい）を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられるが、最初から集団で指導することを前提とするものでない点に十分留意する。

<具体的な指導内容を設定する際の留意点>

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| (1) 主体的に取り組む指導内容 | (5) 自ら環境を整える指導内容 |
| (2) 改善・克服の意欲を喚起する指導内容 | (6) 自己選択・自己決定を促す指導内容 |
| (3) 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容 | (7) 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような内容 |
| (4) 自ら環境と関わり合う指導内容 | |



6 具体的な事例について（1単位時間の授業計画）

- (1) 児童の概要
- ・小学3年生
 - ・通級の指導目標

「自分の気持ちを適切に伝えたり、援助を求めたりすることができる。」【内容3－（3）】
「気持ちや行動を調整する力を高める。」【内容4－（4）】

- (2) 授業の流れ（例：運動会前の通級の時間）

活動内容	指導における配慮事項 等
1 今日の学習確認	・見通しをもたせることで、子供が主体的に取り組みややすくする。
2 フリートーク	・フリートークでリラックスし、学習姿勢を整える。 ・子供の気持ちを肯定的に受け止め、話しやすい雰囲気をつくる。
3 体を動かそう	・運動会を意識して、運動会のダンスなどの動きを取り入れる。
4 見通しをもとう	・運動会のプログラムを見ながら、当日の動きを確認し、辛くなりそうな場面や休憩をはさみたい場面などを一緒に考える。
5 気持ちを伝えよう	・教師への伝え方や動きを実演し、気持ちの準備をさせる。
6 今日の振り返り	・自己評価により、達成感とともに、次の課題意識をもてるようにする。

通級による指導においては、効果的な指導が行われるように、通級による指導担当者と在籍する学級担任や教科担任は指導の内容の関連を図り、連携に努めることが大切である。また、通級による指導の学びを通常学級で生かすために、本人と保護者の気持ちや考えを確認し、実践の方法を検討しながら指導することが重要である。

【参考資料】

- | | | |
|--------------------------------------|-------|-----|
| ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」 | R02.3 | 文科省 |
| ・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」 | H31.2 | 県教委 |
| ・「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 実践事例集」 | H30.9 | 文科省 |
| ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」 | H30.3 | 文科省 |

Q4： 学校体育において、生涯にわたって運動に親しむ児童生徒を育てるためにはどのようなことに取り組めばよいか教えてほしい。

A： 体育・保健体育の学習指導要領解説には「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す。」という目標が示されている。児童生徒に運動の楽しさや喜びを味わわせるとともに、運動が有する特性に応じた基礎的な身体能力や知識を身に付け、それらを実生活の運動習慣に結び付けていくことが大切であり、教科体育だけでなく学校体育として学校教育全体で取り組むべきものである。

以下に、学校体育において押さえるべきポイントを示すので参考にしてほしい。

1 運動の楽しさと、運動継続の意欲の関係

図1 「体育の授業が楽しい」×「卒業後も運動をする時間をもちたい」という質問のクロス集計

＜小学生＞				＜中学生＞			
楽しい	73.9	21.5	楽しい	69.9	24.5		
やや楽しい	33.8	44.0	やや楽しい	32.8	45.1		
あまり楽しくない	18.7	30.5	あまり楽しくない	16.6	33.0		
楽しくない	15.4	15.7	楽しくない	15.7	18.5		

□ 思う □ やや思う □ あまり思わない □ 思わない □ 思う □ やや思う □ あまり思わない □ 思わない

図1は、令和4年度全国運動能力運動習慣等調査の質問紙調査結果である。体育の授業が楽しいと感じている児童生徒は、運動の継続意欲が高いことが分かる。授業に楽しさを感じて取り組むことが、技能の向上だけでなく、生涯にわたって運動やスポーツをする意欲を高めることにつながる可能性があることを示唆している。しかし、ただ楽しければ良いというものではない。「基本的な技能ができるようになる楽しさ」「体を動かす方法やコツがわかる楽しさ」「仲間と協力して運動する楽しさ」など、運動やスポーツを「する・みる・支える・知る」という多様な関わりの中で楽しさを味わうことができるように学校体育を経営することが求められている。

2 体づくり運動の有効活用

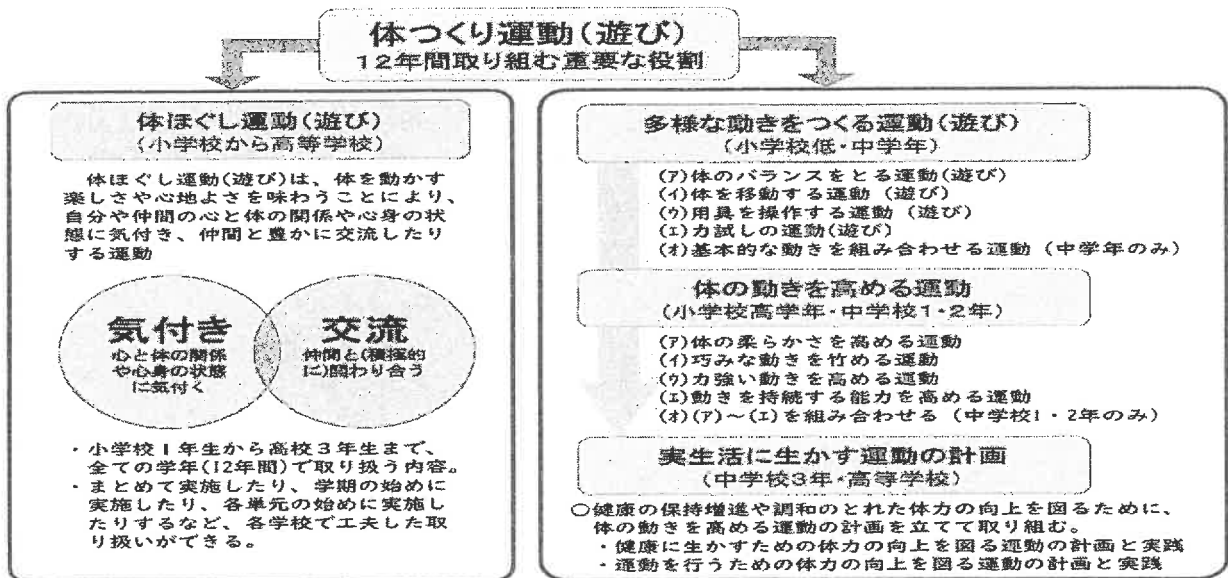


図2 「体づくり運動（遊び）」の系統性

図2のように、体づくり運動（遊び）は小学校から高校まで全学年での実施が位置付けられている唯一の単元で、運動経験の有無が影響することなく誰もが楽しめる手軽な運動等を通して、心と体のつながりや変化に気付いたり、仲間と交流したりする「体ほぐしの運動（遊び）」や、他の単元では扱われにくい体の基本的な動きを培い、あえて技能の上達をねらいとしない運動として「多様な動きをつくる運動（遊び）」等が位置付けられている。

この単元を通して、運動することの楽しさや心地よさを感じたり、体を動かすことへの不安を解消したり、自分の体や心と向き合ったりすることで、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ知識や意欲等を育てていくことが大切である。

3 体力向上による運動意欲の高揚

学校体育の目標の一つは児童生徒の体力向上である。全国体力・運動能力調査の質問紙調査によると、体力総合評価別に「卒業後も自主的に運動やスポーツをしたい」と思う児童生徒の割合を集計した結果、体力総合評価が高くなるにつれてその割合が高いことが分かる。このことから、児童生徒の体力を向上させることや総合評価の下位層を引き上げることが、生涯にわたって運動に親しむ意欲の高まりにつながると考えられる。

(1) 学校教育活動全体で取り組む体力づくり

各学校では、地域や児童生徒の実態を把握し、体力向上を目指して「体力づくり計画」を作成している。実施に際しては、図3のようなマネジメントサイクルを回しながら取り組むことが大切である。中でも成果を検証・評価（Check）し、取組の調整や目標の再設定（Action）を年度途中にも行うことで、より実態に応じた実効性のある計画にすることができる。

計画作成の際には、体育・保健体育の授業を要としながら、特別活動等における取組、施設や設備等の工夫を凝らすなど、体育主任を中心に担任や各種主任等と連携し、学校教育全体で取り組むことが重要である。

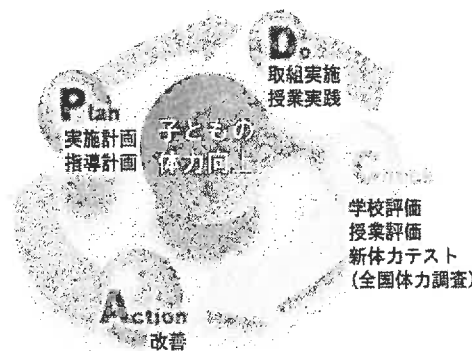


図3 体力向上のマネジメントサイクル

学校内での体力づくりの場（例）

- 体育・保健体育科の授業（小学校：運動領域・保健領域 中学校：体育分野・保健分野）
- 総合的な学習の時間 —— 健康・環境問題と運動、国際交流とスポーツ 等
- 特別活動 ——
 - 学級活動（学級のレクリエーション 等）
 - 児童会・生徒会活動（球技大会、長縄跳び大会、全校鬼ごっこ 等）
 - 学校行事（運動会、体育祭、持久走大会 等）
 - クラブ活動（小学校のみ）
- 業間活動、昼休み、放課後等の時間での活動（運動部活動を含む）

(2) 体育・保健体育科の授業による体力向上

児童生徒の体力向上を図るためには、体育・保健体育科の授業を充実させることがとても重要であり、次の3つの視点から充実を図り、心と体を一体としてとらえた実践が望まれる。

体づくり運動	運動の楽しさや心地よさを味わいながら、発達の段階や多様な個の状況に応じた運動を経験できるようにし、獲得した知識や基本的な体の動かし方を実生活の運動習慣につなげる。
体づくり運動以外の単元	基本的な技能・知識の習得や運動量の確保が保証された授業の実践とともに、関連して体力が高まることを認識できるよう指導し、生涯にわたる運動との多様な関わり方を見出だせるようにする。
保健・体育理論	保健において健康な生活を営むための知識（防衛体力につながる知識）を身に付けられるようにし、さらに体育理論において、運動やスポーツとの多様な関わり方、合理的な実践、科学的知識等を育み、生涯にわたる豊かなスポーツライフに資する。

多くの学校では、学校経営方針の中に体力の向上に関する目標を掲げており、健やかな体の育成のために、体力の向上あるいはその指標となる新体力テストの体力合計点の向上を目指している。ただし、体力向上についての取組は、生涯にわたる運動やスポーツへの意欲につながっていることが求められる。今後も学校体育をさらに充実させることにより、児童生徒がスポーツの楽しさや心地よさを感じ、多様な運動を経験し、健康や運動に関する知識を学びながら、生涯にわたって運動に親しみたいという意欲が高まることが大切である。

【参考資料】

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 毎年 スポーツ庁
- ・小学校体育（運動領域）指導の手引き～楽しく身に付く体育の授業 R04.3 スポーツ庁

Q 5 : 外国人児童生徒等への指導・支援について教えてほしい。

A : 学校に外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒（以下「外国人児童生徒等」という。）が一人でも在籍していれば、日本語指導をはじめ特別な指導が必要になる。外国人児童生徒等が、所属する学級（在籍学級）で学習活動に参加できるようにするためには、全教職員で支援に取り組むことが大切である。また、「異文化理解」「多文化共生」「人権の尊重」などの視点を持ち、違いを認め、助け合える共生を目指した学級づくり、学校づくりが求められている。

以下に、外国人児童生徒等への指導・支援について述べる。

1 外国人児童生徒等への指導・支援についての捉え方

学習指導要領総則第4の2に、以下のように示されている。

- (2) 海外から帰国した児童（生徒）などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童（生徒）に対する**日本語指導**
- ア 海外から帰国した児童（生徒）などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
- イ 日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

2 日本語指導について

(1) 日本語指導が必要な児童生徒

- ①日本語で日常会話が十分にできない児童生徒
- ②日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている児童生徒

海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒、重国籍や保護者の一人が外国籍である等の理由で日本語以外の言語を家庭内で使用しているなどの事情によることが考えられる。

日本語指導が必要かどうかの判断は、日本語の能力、生活・学習・適応状況等を日本語指導担当教員、担任など当該児童生徒に関わる複数人で把握した結果を参考に、校長の責任の下で行い、「個別の指導計画」を作成して日本語指導を行う。

〔学校内で作成する個別の指導計画〕

児童生徒に関する記録	指導に関する記録
・氏名 ・生年月日 ・国籍等 ・家庭内で使用する言語 ・入国年月日/学校受入れ年月日 ・生育暦/学習暦 ・家族構成/家庭状況 ・学校内外での支援状況 ・進路希望	・日本語の能力 ・指導目標/内容/形態 ・指導者の名前 ・指導場所 ・授業時数/指導期間 ・授業内容や方法に関する評価及び学習状況 等

(2) 「特別の教育課程」の編成・実施

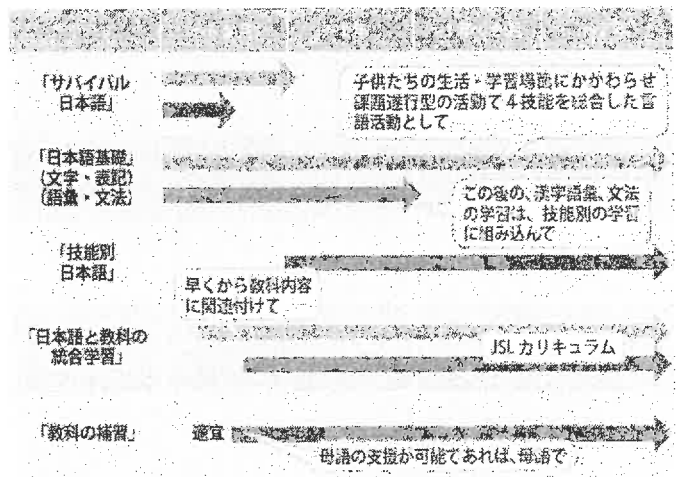
「特別の教育課程」とは、帰国・外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるように、日本語や各教科の指導等について、児童生徒一人一人に応じて編成する教育課程である。きめ細かな指導を、計画的・組織的、継続的に行うことができる。

① 指導内容	児童生徒が日本語で 学校生活 を営み、 学習 に取り組めるようになるための指導
② 指導対象者	小・中学校段階に在籍する 日本語指導が必要な児童生徒 ※学校長が判断
③ 指導者	日本語指導担当教員（ 実施する校種の教員免許を有する教員 ） または、担当教員+指導補助者
④ 授業時間	年間 10 単位時間～280 単位時間 が標準
⑤ 形態・場所	原則として、児童生徒の在籍する学校における「 取り出し指導 」 (指導者確保が困難な場合は、他の学校における指導が認められる。)
⑥ 計画・評価	指導計画の作成と学習評価を実施すること 計画と実績を学校設置者に提出

3 指導・支援の実際

日本語指導担当教員等が中心になって、「来日直後」、「日常会話ができるまで」、「在籍学級の授業に参加できるまで」など段階を踏まえつつ、個々に合った学習内容を決定することが必要である。右図は、個別の指導計画を作成して「特別の教育課程」による指導等を行う際の指導計画（コース設計）の例である。プログラムを組み合わせ、長期的にコースを設計し、3か月に1回程度、計画を再検討するとよい。

また、「入り込み指導」による支援や担任・教科担当等授業者による授業の中での配慮を行うなど、柔軟な対応が必要である。使用するワークシートやテスト用紙にルビを振ったり、授業で使用する言葉に配慮したりすることも考えられる。



⇨ : 小低・中学年以上 ⇨ : 小高学年以上

【コース設計 プログラムの組み合わせ例】
「外国人児童生徒受入れの手引き」改定版
第3章日本語指導担当教師の役割 参照
文科省



【こんなケースはありませんか?】



日常生活に必要な日本語もほぼ習得し、友人と楽しく会話をしています。しかし、授業では発言が少なく、課題があまり進みません。学習内容が理解できていないのでしょうか。

これは「生活言語能力」（1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力）と「学習言語能力」（教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力）の違いによるものです。「生活言語能力」は2年ほどで習得できると言われていますが、「学習言語能力」は、習得までに5～7年かかると言われています。日常会話はある程度できるようになっても、教科で使用される言葉がなかなか理解できずにつまずいている場合があるということも考え、指導することが大切です。

例) 「あたためる」⇨「熱する」、「つめたくする」⇨「冷却する」、「むし」⇨「こん虫」



「学習言語能力」はどのようにして身に付けることができるのでしょうか。

普段の生活で身に付くことはあまり期待できないので、日本語指導担当教員と担任等との連携が必要です。そこで教科指導の中で日本語の支援も行い、日本語で学ぶ力、日本語で学習活動に参加する力を育てる「JSLカリキュラム（日本語と教科の統合学習）」が作成されました。児童生徒の実態から、日本語の目標を立て、学習を行うために不可欠な語彙や表現等の学習言語（例「こん虫」「頭・むね・はら」「あし」「6本」（ほん・ほん・ほん）「～はこん虫ですか。」「はい、～はこん虫です。」「～は足が6本です。だからこん虫です。」）の習得を促し、教科学習の内容理解を支援していきます。

例) 小3理科 単元名 こん虫のかんさつ

教科の目標 : 昆虫の成虫の体は頭、胸、腹からできていることを理解することができる。

日本語の目標 : 「こん虫・頭・むね・はら」を使って、昆虫の特徴を発表することができる。

外国人児童生徒等が抱える問題は、言語習得にとどまらず、学校生活全般に及ぶ。まず、日本の学校に適応し、安心できる「居場所」が確保されるとよい。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、外国人児童生徒等が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるように支援することが重要である。

【参考資料】

- ・外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版 H31. 3 文科省
- ・小学校/中学校学習指導要領（平成29年度告示） H29. 3 文科省
- ・海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ CLARINET 文科省
- ・情報検索サイト「かすたねっと」 ・「学校教育におけるJSLカリキュラム」 文科省

Q6： 協働につなげていくための、熟議の具体的なプロセスを知りたい。

A： 熟議とは、多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のことである。保護者や地域住民等、様々な立場の関係者が一つのテーブルにつき、活発な議論を重ねることで、新しいアイデアや考え方が生まれることになる。
熟議の場やテーマは以下のようなものが考えられる。

1 熟議の場とテーマの設定

熟議は、学校運営協議会、地域学校協働活動の計画や評価を行う会議、学校と地域の連携・協働を内容とした研修会等で実施することが想定される。

【テーマ例】

- 地域の子どもたちにどのように育ててほしいか
- 子どもたちに身に付けてほしい力とは
- 雑草が多い通学路の環境整備をどうすればよいか
- 地域の行事へ子どもたちが参加するには など



2 熟議の例

学校や地域の子どもはどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議」を重ねることが大切である。

(1) 小学校の例

【課題】放課後、近くの公園で子どもたちが遊んだ際、ゴミを散らかしたままにするので、学校に対応を求める電話が入り、教師が出向いて指導することがある。

<熟議テーマ> 子どもたちがむやみにゴミを捨てないために、私たちはどんなことができるでしょうか。

(教頭) 学校では、放課後の過ごし方や公園の使い方について指導しているのですが……。

(保護者) 先生方が指導している話は娘から聞きました。放課後まで指導なんて大変ですね。

(駄菓子屋店主) 子どもたちがお菓子を買ったとき、ゴミをポイ捨てせず持ち帰るように声をかけてみます。

(地域連携教員) 登下校班や担当教職員に聞けば、通学路のどこにゴミが多く落ちているか分かりますね。

(PTA会長) 放課後や休日に、地域や家庭も協力して一緒に何かできませんかね。

(自治会長) 地域の「一斉清掃」の参加者が少なくなっています。地域みんなで地域をきれいにする雰囲気も作れるといいですね。

熟議を重ね、一斉清掃の日に家庭を交えた「ゴミゼロ作戦」を実施することに……

(児童) ゴミの多さに驚きましたが、きれいになって気持ちがいいです。

(教頭) 公園に出向くことができなくなり、放課後が有効に使えます。

(2) 中学校の例

【課題】部活動終了後の生徒下校の際、近隣における下校指導をする教員の数が足りず、安全が確保できない。

＜熟議テーマ＞ 生徒が安全に下校するために、私たちはどんなことができるでしょうか。

(校長)
部活動終了後、全職員で手分けして対応していますが、学区が広く、手が回らないのが現状です。

(保護者)
共働きで、部活動が終わる時間に退勤して見守りすることはとても難しいです。

(地域住民)
先生ばかりに任せず、地域でできることを考えましょう。私は犬の散歩の時間を下校時に合わせてみます。

熟議

(コーディネーター)
地域の人に声をかければ、下校時の見守りをしてくれる人が集まるかもしれません。自治会長の会合のときに話をしてみますね。

(PTA会長)
保護者にも募集し、できる人が多ければ当番制にします。保護者も先生も負担が減らせるのでは？

(地域連携教員)
生徒から下校時の危険箇所を聞き取って洗い出し、地域の方に見守りをお願いしたい場所を検討します。

熟議を重ね、「下校時の見守りボランティア」を導入することになり……

(保護者)
見守りボランティアのおかげで、交通量の多い危険な道路も安全に渡れるようになりました。今度は私も協力してみようと思います。

(地域住民)
「寒い中、ありがとうございます」と言ってくれる子もいます。子どもたちのために働けることをうれしく思います。

(校長)
多くの方が下校指導に携わってくださったことで、職員も当番制で対応できるようになりました。

3 熟議を「協働」につなげていく

熟議を行うことで課題がすべて解決されるわけではない。熟議で提案されたプランを課題解決や目標達成に向けた具体的な取組（協働）につなげていくことが大切である。この協働を進めていく体制が「地域学校協働本部」であり、幅広い地域住民等の参画により学校や地域の課題解決に向けた取組が進められるとよい。

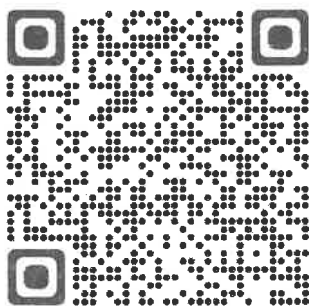
熟議したことが「協働」として具体的な活動に結びつけていく上でも、学校運営協議会と地域学校協働本部は、一体的に推進されていくことが望ましい。

※協働：複数の人が同じ目的のために対等の立場で協力してともに働くことで、一方的な支援や協力ということではない。

【参考資料】

- | | | |
|--|---------|-----|
| ・「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」 | R05. 3 | 県教委 |
| ・「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」 | R02. 2 | 文科省 |
| ・「コミュニティ・スクールのつくり方」 | R02. 10 | 文科省 |
| ・「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」 | H30. 9 | 文科省 |

III 參考資料



令和6年度 教育課程編成確認事項一覧

芳賀教育事務所

令和6年度の教育課程編成に向けて、以下の点を再確認してください。

教育課程

- 学習指導要領解説（各教科等編）を読み、内容を再確認した。
- 栃木県教育委員会「特別支援学級及び通級による指導教育課程編成の手引」を参考に、特別支援学級や通級指導教室における特別の教育課程を編成した。
 - （留意点）・障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れる。
 - ・個々の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年（当該学年より下の学年）の教科の目標・内容に替える。＜各教科等の目標に至る手続きの例＞（手引 P.6～）を参考に適切に編成する。
 - ・各教科の目標及び内容の系統性を踏まえて編成する。
 - ・交流及び共同学習では、豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を踏まえた上で効果的に実施する。
- 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」及び栃木県教育委員会「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料（小学校編・中学校編）」を基に、評価について全教職員で共通理解した。
- 各教科等における授業時数については、学校教育法施行規則別表第一、別表第二に基づいて編成した。
- 令和6年度の教育課程研究集会に向けて、「事前研究の手引」に示した事項に基づいて学校全体で取り組む体制を整えた。

学習指導

- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成の適切なバランスに配慮した。
- 文部科学省「全国学力・学習状況調査の結果報告書」、国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査解説資料」「全国学力・学習状況調査報告書」（「授業アイデア例」）、「使ってみよう！学力調査」、栃木県教育委員会「とちぎの子どもの『確かな学力』向上のために～授業改善に向けた3つの視点～」「とちぎの子どもの『確かな学力』向上のために～言語活動の充実を図る3つの提案～」等を参考に、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とそれを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成を目指し、授業の工夫、改善について検討した。
- 栃木県総合教育センター「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善【理論編】【実践編】」等を参考に授業の工夫、改善について検討した。
- 栃木県総合教育センター「学ぶ意欲をはぐくむ」「学業指導の充実」や栃木県教育委員会「学業指導の充実に向けて」「家庭学習のすすめ」等を参考にし、学習意欲の向上や学習習慣を確立する手立てを共有した。
- 文部科学省「言語活動の充実に関する指導事例集」等を参考に、言語活動の充実を図るための具体策について共通理解した。
- 道徳教育との関連を図った指導計画を作成した。
- 各教科等の学習指導要領及び解説に示された「指導計画作成上の配慮事項」等に基づいて指導計画を作成した。

- 年間指導計画（単元の指導と評価の計画を含む）を、学習指導要領、各学校の教育目標や児童生徒の実態から検討するとともに、記録に残す評価の場面を精選して年間指導計画に位置付けた。
- 道徳科、総合的な学習の時間、特別活動の全体計画及び指導計画等について見直し、改善した。
- 学習指導案や教材、資料等を校内で共有できる体制を整えた。

道徳教育

- 校長の指導方針の下、道徳教育推進教師等を中心とした推進体制を整備した。
- 学校としての課題を踏まえた特色ある「道徳教育の全体計画」を作成した。
- 道徳教育及び各学年の重点目標を設定し、重点的指導事項について計画した。
- 学校の実態に応じた「道徳科の年間指導計画」を作成した。
- 各学年に全ての内容項目及び重点的に指導しようとする内容項目を位置付けた。
- 道徳教育と関連する各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期、道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期、道徳教育の推進体制、家庭や地域との連携の方法等を「別葉」等に示した。
- 道徳科の年間指導計画に1時間ごとの大要を示した。また、郷土資料集等の関連資料の活用を位置付けた。
- 評価について教師間で検討し、評価の視点などについて共通理解を図った。
- 学習指導案や教材、資料等を共有できる体制を整えた。
- 保護者が参観する道徳科の授業の実施計画を作成した。
- 「とちぎの子どもたちへの教え」及び同指導事例集について確認した。
- 「道徳教育ハンドブック」「『考え、議論する道徳』の授業づくり」等を参考に授業の工夫、改善について検討した。

外国語活動・外国語科（小学校）

- 学習指導要領の外国語活動・外国語科の目標及び内容を確認した。
- 児童の実態や地域の実情に応じて学年ごとの目標（中学年）や学習到達目標（高学年）を定めた。
- 「Let's Try!」及び同指導編、年間指導計画、CAN-DO リスト、デジタル教材等を活用できるようにした。
- 評価について教師間で検討し、評価の視点などについて共通理解を図った。
- 作成した教材・教具を整理・保管し、共有できるようにした。
- 文部科学省 DVD「新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語科の授業実践映像資料 2・3（小学校編）」及び「英語教育推進リーダー中央研修 DVD 教材」を視聴し、指導力の向上を図った。

総合的な学習の時間

- 各学校において定める目標について、各学校の教育目標を踏まえるとともに、育成を目指す資質・能力が明確になるよう見直しを行った。
- 各学校において定める内容について、目標の実現にふさわしい探究課題となるよう見直しを行った。
- 体験活動を適切に位置付けるなど、目標・内容に基づいた指導計画の見直しを行った。
 - ・プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付ける。（小学校令和2年度～）
- 各学校が定めた目標と内容に基づいた評価の観点・評価規準となるよう見直しを行った。

- 全体計画に以下の内容を示した。（※「芳賀の教育」HP版 Q&A集 学習指導 H31 参照）
 - ① 各学校における教育目標、各学校において定める目標、各学校において定める内容（目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力）
 - ② 学習活動、指導方法、指導体制（環境整備、外部との連携を含む）、学習の評価
 - ③ その他、年度の重点、地域の実態、学校の実態、児童生徒の実態、保護者の願い、地域の願い、教職員の願い、各教科等との関連、地域との連携、小・中学校との連携、近隣学校との連携など、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの。
- 年間指導計画に、単元名、各単元における主な学習活動、活動時期、予定時数等を示した。
- 課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現という過程を重視し、それらが発展的に繰り返される指導計画を作成した。
- 各学年の指導計画に、単元の指導計画および学習の評価計画を示した。
- 学習指導案や教材、資料等が共有できる体制を整えた。
- 学校行事との関連を図る活動では、総合的な学習の時間の目標に即した活動を探究活動の一環として位置付けた。
- 総合的な学習の時間の趣旨やねらいを全教職員で再確認した。

特別活動

- 特別活動の全体計画及び学習指導要領の目標や特別活動の特質に沿って各学校で定めた評価の観点の見直しを行った。
- 学級活動(1)(2)(3)、児童会（生徒会）活動、クラブ活動、学校行事（儀式的、文化的、健康安全・体育的、遠足・集団宿泊的、勤労生産・奉仕的行事）それぞれの評価規準、年間指導計画及び評価計画の見直しを行った。
 - ・学級活動：学校としての年間指導計画と学級ごとの年間指導計画及び評価計画
 - ・児童会（生徒会）活動：各委員会の年間指導計画及び評価計画
 - ・クラブ活動：各クラブの年間指導計画及び評価計画
 - ・学校行事：各行事の年間指導計画及び評価計画
- 学級活動の内容(1)(2)(3)について、それぞれの学習過程や内容の特質等について確認するとともに、バランスよく実施できるよう計画した。
- 学級活動、学校行事においては、学習指導要領に示されている内容の全てを全学年で実施できるよう計画した。
- 学校行事をねらいとの関連から見直し、改善した。
 - ・知能検査を予備時数に位置付けた。
 - ・学校行事の準備と後片付けを「儀式的行事」ではなく「勤労生産・奉仕的行事」に位置付けている場合は、内容がねらいに即しているものであるかを見直し、指導計画を改善した。
 - ・学校行事の実施をもって、総合的な学習の時間の実施としていないか見直し、適切でないものについては指導計画を改善した。
- 突発的な事故や災害にも対処できるよう、危機管理マニュアル及び避難訓練のあり方を見直し、全教職員の共通理解の下、計画を改善した。
- 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などについて確認・検討した。
- 全学年でキャリア・パスポートを活用し、次年度（進学先含む）へ引き継いだ。

〇〇科学習指導案

○ここで示したものは、参考例の一つである。学習指導要領等の趣旨を踏まえ、学校としての形式を定めることが必要である。

令和 年 月 日 () 第 校 時
第 学年 組 指導者 〇〇 〇〇

1 単元名 (小単元名、または題材名)

○国語科は「単元名」、「教材名」を併記する場合もあり、「単元名」は、言語活動が分かるように記載できるとよい。音楽、図画工作等は「題材名」とする場合が多い。

2 単元の目標 (小単元の目標、または題材の目標)

- (1) ~することができる。(知識及び技能)
- (2) ~することができる。(思考力、判断力、表現力等)
- (3) ~しようとする。(学びに向かう力、人間性等)

①単元の目標を評価の観点別に示したり、全ての評価の観点を含んだ文章で(外国語科等)示したりする。
②教科等により、目標の文末表現が異なっているため、国立教育政策研究所や県教委の資料等を参考にする。
③「外国語科」の場合は、各学校で作成している「CAN-DOリスト」の形での「学習到達目標」との関連を明記する。一つの単元で一つ、場合によっては二つ程度示す。

3 単元の評価規準 (題材の評価規準)

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
○文末を「~している。」として作成する。「技能」については、「~する技能を身に付けている」状況を「~できる。」として示す教科もある。		○文末を「~しようとしている。」として作成する。

4 単元について (小単元または題材について)

(1) 教材観

○教科の特性を踏まえて、教材の系統性や他教科との関連を(1)、(2)、(3)のいずれかに示すことも考えられる。

- ①学習指導要領の内容を踏まえ、本単元が、学習指導要領の目標及び内容のうち、どの目標及び内容を受けて構成しているのかを記述する。そして本単元で押さえるべき指導事項について学習内容・学習活動を明らかにする。
- ②本教材がどんな価値や本質をもった教材であるかを把握して記述する。

(2) 児童 (生徒) の実態

○単元の指導に直結しない実態(「明るい学級」「算数が好きな子が多い」など)は記述せずに、下記①~③のとおり、本単元を進めていく前提としての実態を分析的に記述する。したがって、アンケート調査をする際は「学級の状態」や「教科の好き嫌い」といった教科に対する情意面などではなく、単元の指導に関わる内容を問うことが望まれる。

- ①単元に関わる児童(生徒)の実態を調査し、その結果を分析して記述する。
- ②児童(生徒)の実態は、「学習の定着度」「学習スタイル」「興味・関心」「学習スピード」「生活経験」など複数の観点から把握することや、学校課題(研究主題)に関わる視点から把握することなどが考えられる。
- ③実態調査の分析・考察については、成果や課題等を記述し、「(3)指導観」における単元の目標を達成するための指導・手立てや、個を生かす指導につなげる。

(3) 指導観

- ①「2 単元の目標」や「(1)教材観」、「(2)児童(生徒)の実態」を踏まえ、目標を達成するための指導・手立て等について記述する。
- ②基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育成することを意識した指導を具体的に記述することも考えられる。
- ③目標を達成するために効果的な言語活動を示したり、教材・教具、資料、活動形態、個を生かす支援など、単元において指導に生かせる手立てや工夫等について記述したりする。
- ④当該単元において身に付けさせたい力を明確にし、その指導事項のために最適な言語活動はどのようなものであるかを考える。そして教科のねらいの達成のために、単元全体を見通して、適切などころにその言語活動を位置付けるようにする。

5 人権教育との関連

○単元の目標、学習内容と本校における人権教育の「育てたい資質・能力等」（知性・判断力・感受性・技能・実践力）との関わりについて記述する。

6 学校課題との関連（研究学校等においては、研究主題との関連）

- ①学校課題（研究主題）との関連がある場合には、学校課題（研究主題）に迫るための授業の組立や指導の重点などを単元（小単元、又は題材）レベルで記述する。その際、研究の内容に即して記述することが大切である。
- ②教科ごとの課題（研究テーマ）がある場合は、それぞれの課題との関連で記述することも考えられる。

7 単元の指導と評価の計画（○時間扱い）

- ①年間指導計画の下に、単元の目標（ねらい）を踏まえて単元全体を見通し、指導順序と時間数を明記するとともに、本時の位置付けを明確にする。目標（ねらい）、主な学習活動、指導上の留意点（又は教師の支援）、評価規準等について記述する。特に、本時の展開との整合性を図るようにする。
- ②単位時間ごとの目標（ねらい）、主な学習活動、指導上の留意点（又は教師の支援）、評価規準等について記述する。

【単元の指導と評価の計画（○時間扱い）の例】

○学習内容と学習活動を別枠で示したり、□で囲んだりして明確に分けて記述することも考えられる。

○「教師の指導及び手立て」とし、この欄に「努力を要する状況と判断された児童（生徒）」への指導の手立てを記述することも考えられる。

○学習活動に即した評価規準
○ここに示した評価規準をそのまま「(6)展開」の評価規準として記述する。

○ここに示した手立てについては、「(6)展開」の「評価（評価方法）」や「指導上の留意点」の欄に記述する。

目標 (ねらい)	主な学習内容・ 学習活動	指導上の留意点	評価の観点			評価規準 (評価方法)	努力を要する状況と判断される児童（生徒）への指導の手立て
			知・技	思・判	態度		
						○「(6)展開」の評価の欄に載せる場合は、そのまま記述する。	

○「目標」、「主な学習内容・学習活動」、「指導上の留意点」、「評価の重点」、「評価規準」、「努力を要する状況と判断される児童(生徒)への指導の手立て」の各項目の1単位時間ごとの横の整合性を図る。

1 本時	○本時の目標 (ねらい) を記述する。	○本時の主な学習 内容・学習活 動を記述す る。	○児童(生徒)の活動 を促進させるため の留意点等を記述 する。	①	○評価規準を記述する。 ○評価方法も()内に記述する。	○予想される状況とその手立てを簡 潔に記述する
2				①		
3				①		
4				②		

○「8 本時の指導（6）展開」（本時の展開）は、ここに示した指導と評価の計画をより詳細に、具体的に示すことになる。
○本時は、太枠で示すと分かりやすい。

○単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価する。
○「記録に残す評価」については、各観点について評価の場面を精選し、どこで評価するかわかるように記述する。

○記：「記録に残す評価」の記載例

○評価規準から、より高まり深まった状況を実現していると判断される児童(生徒)の姿の例を「十分満足できる状況」として記述する場合もある。(キーワードによる記述もある。)

- 国立教育政策研究所の参考資料に、様々な形式が示されているので、参考にする。
- A4判を横にして使い、別紙として示すことも考えられる。
- 1単位時間の中の各項目の横の整合性及び指導案全体としての「2 単元の目標」から「7 本時の指導」までの縦の整合性を図るようにする。

8 本時の指導

(1) 題材名、または教材名

○「7 単元の指導と評価の計画」との整合を図る。

(2) 目標（またはねらい）

○本時の目標（ねらい）をわかりやすく記述する。（ ）で評価の観点を記述する方法も考えられる。児童（生徒）に提示するめあてや学習課題及び本時の評価規準との整合性を図る。

(3) 学校課題（または研究主題）に関わる授業の視点

○本時において、学校課題（研究主題）との関連がある場合には、学校課題（研究主題）にどのように迫るのかを記述する。その際、課題説明の手立てや研究の内容に即して記述することが大切である。

(4) 人権教育の視点

○本時の目標（ねらい）、学習内容や指導方法と、「育てたい資質・能力等」との関わりを記述する。ここで視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となる。

(5) 生かしたい児童（生徒）

○各教科等で「人権に配慮した授業」を実践するためには、「人権教育との関連、人権教育の視点、人権教育上の配慮、生かしたい児童（生徒）」を適切に位置付けることが必要である。集団の中で疎外されたり、不適応を起こしたりしがちな児童生徒を、「配慮を要する児童（生徒）」と捉え、その実態を踏まえて意図的・計画的に適切な支援をしていくことや児童生徒のよさを捉え、指導に生かし伸ばしていくという積極的な観点から捉えることが求められる。

○「生かしたい児童（生徒）」の設定の仕方の例

- ①「人権教育の視点」として、本時の目標（ねらい）や学習内容、指導方法（学習形態など）が「育てたい資質・能力等」とどのように関連しているかについて捉える。
- ②「人権教育上の配慮」として「育てたい資質・能力等」を身に付けるための支援や配慮事項、学習指導における基底的指導にかかわる配慮事項などを、学習内容、指導方法の両面について具体的に押さえる。
- ③本時の中で配慮したい児童（生徒）を「生かしたい児童（生徒）」として捉え、意図的に指導や支援を行う。

人権教育に関する指導案への記載については、「芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 人権教育」を参考にする。

H19「Q6 各教科等の授業において『生かしたい児童生徒』を設定する際、どのような点に留意すればよいか。」

H25「Q6 人権教育を学習指導案上に位置付ける際の留意点はどのようなことか？」

(6) 展開（次頁参照）

(7) その他

○学校課題や研究内容及び教科等の特性などを踏まえ、必要に応じて、板書計画、発問計画、場の設定、ワークシート（別紙）などの項立てをして、記述することも考えられる。

(6) 展開

【展開の例】

- 学習活動とは、この学習内容を具体的に理解するための活動である。
- 学習活動（太字）は、児童（生徒）の立場で記述する。

- 指導上の留意点（太字）は教師の立場で記述する。

- TTの場合は、この欄をT1とT2に縦に区切り、役割を明確にして記述することも考えられる。なお、T1やT2以外の授業への参観者は、授業参観のマナーとして、児童（生徒）に指導・助言をしたり、ヒントを与えたりしないようにすることが望まれる。

○教科の特質が見えるようにする。（例えば、算数ならば必要な数値、式、図表、グラフなどをまとめて記述する。）

○形式については、A4横版で作成することも考えられる。

学習活動	時間	形態	指導上の留意点等	資料	評価（評価方法）
○本時のめあて、学習課題、学習活動、指導上の留意点、評価（評価規準）等の横の整合性を図る。					
1 本時のめあてを設定する 小学校体育科保健領域の学習例	導入	一斉	・既習事項を児童と確認しながら児童の発言を生かして本時のめあてを設定する。		
<p>【学習課題】 どうすればけがを防止することができるだろう。</p> <p>【めあて】 ○○について○○ことを○○しよう。</p> <p>発問1 ○○○～でしょうか。</p> <p>（予想される反応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ <p>説明1 ○○○○○</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○本時の「目標（ねらい）」を児童（生徒）に提示する際は、「めあて」として提示する。教師から一方的に提示せず、児童（生徒）とのやり取りを大切にして設定する。 ○一時間の授業（学習のまとめりごと）のめあてを、 <ul style="list-style-type: none"> ①発達の段階に応じて分かりやすい言葉で設定する。 ②板書や掲示をするなど、はっきりと示す。 ③教科の特質に応じて、「何が」、「どのように」、「どのくらい」できればよいのかが分かるようにできるだけ具体的に設定する。 ④示す方法や示すタイミングについても学習内容や学習活動などに応じて工夫する。その際、体験と関連付けたり、既習事項を想起させたりする。 ○ここには以下のような内容について、授業の流れをイメージしながらできるだけ詳しく記述する。 <ul style="list-style-type: none"> ・授業の留意点、指示、説明、支援・指導の内容、及び「努力を要する状況と判断される児童（生徒）」への手立て ・学習内容を理解するための学習活動についての、補足説明、教師側の留意点、つまりいている児童（生徒）へ講じる具体的な手立て、発展的学習の用意、指導上の留意点 ・教師の発問、指示、説明、予想される反応、それに対する対応・手立て（発問、指示、説明、予想される反応は、学習活動の欄に記述してもよい。）等 ○通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童（生徒）への配慮事項を記述する場合は、この欄に記入する。 ○本時の「目標（ねらい）」、「めあて」と「評価規準」との間に整合性を図る。 ○「7 単元の指導と評価の計画」の評価規準とも整合性を図る。 		
2 ○○について予想し、自分の考えを付箋紙に書き出して説明する。	30分	グループ	・グループディスカッションにより○○を達成するために適切な言語活動を位置付け、思考力、判断力、表現力等を育む。	付箋紙 横断 マジック ノート	<p>【評価規準】【思・判・表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○○～○○○。（観察・ノート） 〔十分満足できる〕 ・○○○～○○○（観察・努力を要する状況と判断される児童（生徒）の姿の例を記載することも考えられる。） ・○○○の場合、○○○の指示をする。
<p>発問2・指示1 ○○は、～ですか。ブレーンストーミングをして考え</p> <p>○教科の特性や単元によっては、毎時間 本時のまとめを設定する必要はない。</p> <p>○「まとめ」と「振り返り」は別の活動である点に注意する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて、本時の目標（ねらい）を達成するために適切な言語活動を位置付け、思考力、判断力、表現力等を育む。 ・○○○の場合は、○○○するよう、○○○したり、○○○したり、○○○で考えるなどのヒントを与える。（手立て） ○○○の場合は、○○○するよう指示 		<ul style="list-style-type: none"> ○教師による評価、自己評価、相互評価など。 ○本時の「目標（ねらい）」や「めあて」と照らし合わせて、教師による評価、自己評価、相互評価等で振り返りをさせる。記号化による簡易的な評価に偏ることなく、文章による記述も取り入れ、目標（ねらい）、めあての達成具合を更に細かに見取るなど方法を工夫し、次の指導に生かせるものにする。 ○「努力を要する状況と判断される児童（生徒）」への指導の手立てについては、「指導上の留意点」の欄に示すことも考えられる。
4 本時のまとめをする	5分	一斉			
5 本時の学習を振り返る。	3分	個人			
<ul style="list-style-type: none"> ・ノートに自己評価、評価をし、発言 ・教師の話を <p>○本時のめあてに応じた振り返りを行わせる。</p> <p>○教科によっては評価問題を解かせることも考えられる。</p>					

【参考資料】

- ・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」（小・中学校編） R02.7, R02.12 県教委
- ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（各教科等） R02.3 国立教育政策研究所

道徳科学習指導案

令和 年 月 日 () 第 校時
第 学年 組 指導者 ○ ○ ○ ○

学習指導要領の内容の表記で記載する

1 主題名 <例> きまりの大切さ 【C 規則の尊重】

- 主題名は、年間指導計画をもとに記入する。
- 主題名は、シンプルで分かりやすい表現とする。
 - ・教師の思いが込められた授業のテーマであること
 - ・ねらいを凝縮したものであること
 - ・児童（生徒）にとって学びの指針であること

2 教材名 <例> 「きまりのない学校」

(出典 日本文教出版 小学校道徳「生きる力〇年」)

(出典 東京書籍 新しい道徳〇年)

- 教材名は、年間指導計画をもとに記入する。(出版元や書名、制作元を明確にする)
- 主たる教材としては、教科用図書を使用しなければならない。そのため、教材を安易に変更することは避ける。変更や修正を行う場合は、児童（生徒）の道徳性を養うという観点から考えて、より大きな期待ができるという判断を前提とし、学年やブロック等による検討を経て、校長の了解を得て行う。

3 主題設定の理由

(1) ねらいとする価値について

- 学習指導要領や解説を熟読して、授業で行う内容項目を、教師自身が深く理解する。
- 授業で行う内容項目については、担当学年の内容項目だけでなく、小・中学校の内容項目を熟読し、児童（生徒）の発達の段階や指導の系統性を理解する。
- 学習指導要領や解説を熟読して理解したことを、教師自身が上記の2点を踏まえて、ねらいとする価値の捉え方を分かりやすく記述する。

(2) 児童（生徒）の実態について

- ねらいとする価値に対して道徳科の時間やそれ以外の教育活動でどのような指導を行ってきたか、その結果、児童（生徒）がねらいとする道徳的価値についてどのような状態にあるのか記述する。さらに、ねらいとする価値に関する児童（生徒）の実態を把握する方法として、日常の行動における教師の見取りや主題に関する児童（生徒）へのアンケートなどが考えられる。
- 児童（生徒）のよさや可能性を把握して丁寧に記述する。
- 児童（生徒）の課題も整理し、教師の願いなどにも触れる。

(3) 教材について

- 教師が教材をどのように捉え、どのように扱うかを記述する。
- あらずじに終始することなく、一番大事にしたい場面がどこかを記述する。
- 内容や要点、登場人物の気持ち、発問への生かし方などについて記述する。

4 学校課題との関連（研究学校等においては、研究主題との関連）

本時において学校課題（研究主題）と関連がある場合は、ねらいや児童（生徒）の実態、指導過程などに応じて工夫した指導内容について記述する。

5 ねらい

○設定に際しては、複数の道徳的価値をねらいとして構成しないように留意する。

○文末表現については、その時間の指導の重点が道徳的判断力の側面にあるのか、道徳的心情の側面にあるのか、あるいは、道徳的態度の側面にあるのかを明確にする。

<例>自分を大切にし、規律ある行動をしようとする判断力を高める。

相手のことを思いやり、親切にしようとする心情を育てる。

生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重しようとする態度を養う。

6 人権教育の視点

本時のねらいや内容、指導方法（学習形態など）が、人権教育の「育てたい資質・能力等」とどのように関連しているかを記述する。ここでの視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となる。

7 生かしたい児童（生徒）

本時の中で、特に「よさを伸ばす」「配慮を要する」などの視点から、児童（生徒）への指導・支援を記述する。

○芳賀の教育 HP 版 Q&A集 人権教育 H19「Q6 各教科等の授業において『生かしたい児童生徒』を設定する際、どのような点に留意すればよいか」参照

8 他の教育活動との関連

特に関連のある教育活動、体験活動、日常生活との関連、事前の指導や事後の指導の工夫などについて記述する。

4で「学校課題との関連」を記述した場合は、記入する。

□中心発問 ◎学校課題との関連 ○人権教育上の配慮

指導過程	学習活動と主な発問	時間	予想される児童(生徒)の反応	教師の支援	資料
導 入	<p>「指導上の留意点」とも表記できる。</p> <p>○価値への方向付けを図る。主題に対する興味や関心を高め学習意欲を喚起、動機付けを図る。 ・児童(生徒)の心を引きつけ、話し合おうとする問題に児童(生徒)の気持ちを焦点化する。 ・絵や写真、日記、ニュース、調査結果などを基に児童(生徒)の心を揺さぶり、問題意識を掘り起こす。 ・直接、「友情」などと、扱う価値を板書して考えさせる方法もある。</p> <p>＜発問等の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・～したこと(できなかつたこと)はありませんか。 ・～について、これまでどう考えてきましたか。 ・今日は～について話し合ってみましょう。 ・この話には○○という人が出てきます。 ・話の場所は～という所です。 ・話は～の時代で～という様子でした。 				
	展 開	前 段	<p>○【価値理解】教材を通して道徳的価値の理解を図る。 ・児童(生徒)が教材中の主人公に共感したり、主人公の行為を検討したりして道徳的価値を追求する。 ・自分がどんなことを考え感じているかに気付き、他の人の考え方をすることで自分の考えをさらに深めたり変えたりするために、学級の実態や発達の段階に応じて、グループなどで話し合う時間をとることが望ましい。 ・前段の終わりに、道徳的価値の理解を図る。教材の中での主人公の思いを整理し、何が明らかになったか(大切であったか)を確かめる。ただし、道徳的価値について「考え、議論する」場合は、意見を一つにまとめる必要はなく、多面的・多角的な考えを尊重する。</p> <p>＜前段から後段につなげる価値理解の発問例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日は主人公の気持ちを考えてきました。この話からどんなことを学びましたが。(どのようなことが大切だと思いましたか。) ・□□とはどういうことであると思いますか。 ・主人公の生き方から何を学びましたか。 ・主人公にどんな言葉をかけたいですか。 		
後 段		<p>○【自己理解】教材から離れ、自分のこととして道徳的価値を捉える。 ・話し合いが教材の世界だけで終わるので、児童(生徒)は主題を自己の生き方の問題として捉えることができにくくなる。そこで、この段階を置くことが広く行われている。 ・話し合ったことを生かし、主題と関連して、これまでの自分を振り返り、自己を見つめたり自己の生き方を考えたりする。</p> <p>＜発問の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの自分はどうかであったか振り返ってみましょう。 ・同じような経験はありませんか。見たことや聞いたことはありますか。 			
終 末		<p>○ねらいとする道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、実現することのよさや難しさなどを確認したりする。 ・ねらいとする道徳的価値について整理し、今後の自分のことについて見通しや意欲をもてるようにする。 ・実践を図る段階ではないので、「これからどうしますか」「どうしたいですか」などの問いかけや「決意表明」を求めない。(学級活動と異なる点) ・余韻や感情の高まりを大切にする。</p> <p>＜終末の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先生にも、かつてこんな経験が・・・(説話) ・授業を通して考えたこと感じたことを書きましょう。 ・先生が一人一人にお手紙を書きました。(メッセージ) ・昔から～と言われていています。(格言、ことわざ) ・友だちの作文を読みます。(作文) ・音楽や動画の視聴 ・ゲストティーチャーの話 等 			

(聖徳大学大学院 吉本恒幸教授の「平成29年度新任道徳教育推進教師等研修会」における講話資料を参考に作成)

10 評価

○児童（生徒）と教師、両者の視点と観点を具体的に設定して記述するようにする。

(1) 評価の視点（児童・生徒の学習状況に関すること）

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子（学びの姿）を継続的に把握すること。
一人一人の成長を認め、励ます個人内評価であること。

○一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展していたかという視点

〈例〉・道徳的価値について、一つの見方ではなく様々な角度から捉えて考えようとしている。
・自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしている。
・道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠や、そのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしている。

○道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めていたかという視点

〈例〉・道徳的価値について、自分のこれまでの体験から感じたことを重ねて考えようとしている。
・道徳的価値を実現することの難しさを自分のこととして捉え考えようとしている。
・学んだ道徳的価値のよさを感じ、これからの自分の生き方に生かそうとしている。

(2) 評価の観点（教師の指導方法に関すること）

教師自らが指導を振り返り、目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料となるもの。

〈例〉・学習指導過程は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、自己の生き方について考えを深められるよう適切に構成されていたか。
・指導の手立ては、ねらいに即した適切なものであったか。
・発問は指導の意図に基づいて的確になされていたか。
・発問に対する児童（生徒）の発言等の反応を、適切に指導に生かしていたか。
・自分自身との関わりで、物事を多面的・多角的に考えさせるための、教材や教具の活用は適切であったか。
・指導方法は、児童（生徒）の実態や発達の段階にふさわしいものであったか。
・特に配慮を要する児童（生徒）に適切に対応していたか。
※芳賀の教育Q&A集 道徳教育 H30「特別な教科 道徳」の評価を行う際の留意点について教えてほしい」参照

11 教材分析

○場面ごとに、ねらいとする価値の追求を行いながら、基本発問や中心発問を吟味、分析し、明らかにする。

（事実、主人公の気持ち、中心発問、基本発問、補助発問等を明示する。）

◇基本発問…導入、展開、終末各段階で、ねらいに迫るために不可欠な発問。

◇中心発問…授業のねらいに直接迫る発問。

（教材を通して自己を見つめさせる場面での発問。）

◇補助発問…かみくだきや問い返しなど、基本発問や中心発問を補う発問。

学級活動指導案

(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

議題名(×) → 議題(○)

令和 年 月 日() 第 校時
第 学年 組 指導者 ○○ ○○

1 議題 ○○○をしよう

○1単位時間ごとに「評価規準」を作成せず、学校で作成(小学校は低・中・高学年別に作成)したものをそのまま掲載する。計画委員、話し合い、集会活動の形態別に示すことも考えられる。

2 評価規準と目指す児童(生徒)の姿

観点	よりよい生活や人間関係を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度
評価規準	学級や学校の生活上の諸問題を話し合っ解決する、 と協働して取り組むこと、 さを理解している。 合意形成の手順や活動の方法を身に付けている。	学級や学校の生活を良くするための課題を見いだすことができる。 課題解決に向け、話し合い、多様なを生かして合意形成を図り、協	学級や学校人間における関係をよりよくし、他者と協働しながら日常生活の高揚を図ろうとしている。
目指す姿	<p>○学習指導要領の目標及び特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、各学校が特別活動共通の評価の観点()の部分)を定める。</p> <p>○学級活動(1)の評価規準(学校として見定めた評価の観点ごとに、発達の段階に即して設定した評価規準)を踏まえ、本議題のねらい、内容、学級の実態に即して、十分満足できる活動の状況を、「目指す児童(生徒)の姿」として記述する。丁寧に「計画委員」、「話し合い」、「集会活動」などに分けて記述することも考えられる。</p> <p>○「目指す児童(生徒)の姿」は、観点ごとに記述する。事前、本時、事後の活動全体を通して、各観点をバランスよく設定することが望ましいが、必ずしも本時の中で全ての観点を評価する必要はない。例えば、事前で「主体的態度」を、本時で「知識・技能」と「思考・判断・表現」を、事後に「思考・判断・表現」と「主体的態度」を中心に評価することも考えられる。</p>		

【参照】

『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校・中学校 特別活動 R2.6) 国研

「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料(小学校 R2.7・中学校 R3.1)」 県教委

3 議題について

- 児童(生徒)自らが「学級や学校の生活づくり」について問題を見だし、計画・実践する実践的態度についての現状を記述する。
- 議題が選定された背景や、この議題を学級全体が取り組むことで学級や学校生活がどのように向上し、児童(生徒)一人一人にどのような態度が身に付くことが期待できるかについて、教師の願いや指導観等を記述する。

(1) 児童(生徒)の実態

- 児童(生徒)の学級生活における実態、これまでの学級活動の取組やその状況を具体的に記述する。
- 当該学年の評価規準から、話し合い活動における課題や目指す方向性などについて記述する。

(2) 議題選定の理由

- 取り上げる議題の内容、今まで取り組んできたこととの関連、その議題を取り上げる意義、議題と児童(生徒)との関連などについて具体的に記述する。
- 評価との関わり(それまでの話し合い)活動の取組、本時の活動を見取る観点などについて記述する。

(3) 指導観

- 議題のねらいや児童(生徒)の実態を踏まえながら、ねらいを達成するための指導や支援の手立てなどについて、指導の流れに沿って具体的に記述する。
- 議題やねらい、活動に応じて、教材・教具、資料の選択、グループ活動や事前・本時・事後の活動、様々な表現の場づくりなどを具体的に示すような記述に努める。

4 学校課題(研究主題)との関連

○学校課題と関連がある場合は、学校課題(研究主題)に迫るための授業の組立や指導の重点、具体的な手立てなどを議題レベルでまとめる。

5 人権教育の視点

○本時のねらいや学習内容、指導方法と「育てたい資質・能力等」との関わりを記述する。

6 生かしたい児童(生徒)

○学習指導案参考例P.33の8(5)。

7 他の教育活動との関連

○特に関連のある教育活動や体験活動、日常生活との関連について記述する。

8 活動及び指導と評価の計画

○本時だけでなく、事前、事後の活動も記述する。

※参照：芳賀の教育 HP版 Q&A集 特別活動 H2.3

Q4「学級活動の1単位時間の指導計画(学習指導案)を作成する際に、どのようなことに留意すればよいか。」

※基本的な流れや考え方は同じだが、旧学習指導要領の文言が使われている点に要注意。

	日時 【活動形態】	児童(生徒)の活動	指導上の留意点	目指す児童(生徒)の姿 と評価方法
		○以下のような「問題の発見」から「振り返り」までの全員の活動(学級委員会の活動)について記述する。	○以下のように、児童(生徒)が左の活動を行う上で、何をどのように工夫したり配慮したりするかなどを記述する。 ○指導者の立場で書く。 ○準備物や具体的な手立てを記述する。	○評価規準に即して、一連の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。 ○事前・本時・事後の活動の中で、どのように目指す児童(生徒)像が位置付けられているかが分かるように記述する。 ○以下のような評価の例が考えられる。
	○「朝や帰りの会など、どの時間で行う予定か」(日時)や「計画委員の活動か全員の活動か」(活動形態)なども記述			
事前	話し合いの準備 ○/○(○) (昼休み) 【計画委員会】	・生活向上に関わる諸問題を見付け、提案をする。 ・実態、学級経営の充実などの観点から議題を選定する。 ・議題や提案理由を知って、各自が意見をもつ。 ・話し合いの柱や順番などを見定め、活動計画を作成する。	○事前や事後の活動については、回数(日時)に応じて区切り線を入れそれぞれ記述する。	【主体的態度】 ・○○○○の会への見通しをもち、意欲的に取り組もうとしている。 (観察、学級会ノート)
本時	話し合い ○/○(○) (第○校時) 【学級全員】	【学級活動(1)】 【集団討議による 集団としての合意形成】	※「(2)本時の展開」参照	※「(2)本時の展開」参照 ○太線で囲むなどして、本時の位置付けを明確にする。
事後	実行 ○/○(○) (第○校時) 【学級全員】	・グループごと、または役割分担に従って準備をする。 ・集会活動を行う。	・○○の児童(生徒)には、○○の助言や励ましを行い、よりよく実行できるようにする。	【思考・判断・表現】 ・合意形成したことをもとにみんなで協力し、責任を果たして計画的に活動している。 【観察・努力カード】
	振り返り ○/○(○) (第○校時) 【学級全員】	・学級全体や個人としてよかったこと、改善点などについて話し合い、次の活動に生かす点を明らかにする。	・○○の視点を与え、よかった点と問題を次に生かす点を明らかにすることができるようにする。	【主体的態度】 ・自他のがんばりや問題について考え、次に生かす点を明らかにしている。 【観察・振り返りカード】

9 本時の展開

(1) 本時のねらい

- 提案理由を踏まえた話し合いを展開するために本時の活動で特に留意する点を考え、簡潔に記述する。
- 観点別に、一つないし二つ程度のねらいを記述する。
- 評価規準・本時における目指す児童(生徒)の姿との関連を図り記述する。

(2) 本時の展開

- 本時の展開は、実態に応じて児童(生徒)が作成した活動計画(手書き)をそのまま活用してもよい。
- 教師が作成した指導計画を示す場合は、「児童(生徒)が作成した活動計画」を、別に添付するとよい。
- 展開や指導上の留意点を読んで児童(生徒)の活動が把握できるように、できるだけ具体的に記述する。
- 指導上の留意点に教師の指導・支援を記述する。その際、児童(生徒)の学習活動への動きがけやその手立て、助言などを具体的に記述する。
- 特に支援したい児童(生徒)については、「6 生かしたい児童(生徒)」との整合性を図り、具体的な手立てをして指導・支援ができるよう記述する。
- 評価は、評価規準に即して、本時の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。

○児童(生徒)が作成した活動計画(例)
○次ページ「※2 児童の活動計画例(児童の考えた活動計画)」参照。

第 回 学級活動 (話し合い) の計画

令和 年 月 日 () 第 校時

議題	〇〇〇をしよう	
提案理由	※教師とともにつくった提案について書く。	
役割分担	※司会、黒板記録、ノート記録、提案者などの児童(生徒)名を記入する。 (一般的に、中学校では、議長、黒板書記、ノート書記という名称を使っている。)	
話し合いの順序	時間	気を付けること
1 はじめのことば		
2 計画委員の紹介		
3 議題・提案理由の確認		
4 話し合い		
①〇〇をどうするか		
②〇〇を決めよう		
5 決まったことの発表		
6 先生の話		
7 おわりのことば		

○計画委員の児童(生徒)が、進行に即して気を付けることを記述する。あらかじめ「学級活動(話し合い)の計画」の様式を決め印刷しておき、児童(生徒)が書き込めるようにしておく
とよい。
○児童(生徒)が作成した活動計画を使用する場合には、教師の「指導上の留意点」が記述されていないため、(3)として新たに項立てをして別に記述することになる。

○教師が作成した指導計画(例)
○項立てについては、児童(生徒)が作成した活動計画に「指導上の留意点」「目指す児童(生徒)の姿と評価方法」を組み合わせることも考えられる。

話し合いの順序	指導上の留意点	目指す児童(生徒)の姿と評価方法
1 はじめのことば		
2 計画委員の紹介		
3 議題の確認		
4 話し合い		
①〇〇をどうするか		
②〇〇を決めよう		
5 決まったことの発表		
6 先生の話		
7 おわりのことば		

○「(2) 本時の展開」において「教師が作成した指導計画」を示す場合、「指導上の留意点」は、話し合い(「出し合う」→「くらべ合う」→「まとめる(決める)」)の流れに即して、丁寧に示すことも考えられる。
○教師が、児童(生徒)の実態を踏まえ、活動を見守りながらも、よりスムーズに深まりのある話し合いができるようにするための助言などを記述しておく。

○評価規準に即して、本時の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。
○「十分満足できる活動の状況」を的確に見取るため、具体的な児童(生徒)の姿をいくつか想定しておくようにする。

(3) 指導上の留意点

○「(2) 本時の展開」において「児童(生徒)が作成した活動計画」のみを活用する場合は、(3)として「指導上の留意点」を新たに項立てして記述する。その際、「教師が作成した指導計画」を「(3) 指導上の留意点」として丁寧に示すことも考えられる。

- ・〇〇状況(場面では)になったら、〇〇の助言をする。(収束の道筋に即した助言等)
- ・〇〇の児童(生徒)には、〇〇の指導をする。(個に応じた助言等)

10 事後指導

- ・見通しをもった計画的な活動、継続的な努力、役割や責任を果たすこと、よりよい人間関係を築くことなどができるようにするために〇〇をする。など
- ・振り返りを通して成果が実感できるようにし、「自分(たち)もやればできる」という達成感が味わえるようにする。など

※1 板書計画例 (児童の考えた板書計画※手書き)

10月12日 火曜 日直

第9回 学級会

議題 五年生ががんばったね会をしよう

提案理由

話し合いのめあて

○みんながなつとくできる話し合いにしよう

○みんなのがんばりが分かる会になるように工夫を考えよう

話し合うこと1 内容をどうするか

意見を「出し合う」

出された意見を「くらべ合う」

意見を「まとめる(決める)」

この活動が、話し合いの流れの基本。

話し合うこと2

どんな工夫ができるか

話し合ったこと

役割分担を決めよう

話し合ったこと3

決まったこと

※意見や話し合いの流れを可視化するために、小黑板や短冊などを用い、似ている意見でまとめたり、分類したりするなど、黑板上で操作できるように工夫するとよい。

- ・賛成は黄色のチョークと青のマグネット、消すものは赤のチョークで線を引く、反対は赤色チョークと赤のマグネット、決定したことは青色のチョークで囲む、というように色分けして可視化することも考えられる。
- ・賛成マークや決定マーク、学習の流れを捉えさせる矢印マークなども有効に活用できる。

※2 児童の活動計画例 (児童の考えた活動計画 ※手書き)

ぎだい	ハッピーパーティーをしよう。 11月20日(金) 2時間目			第3回 5年2組 学級会 9月14日(水)			
ていあんりゆう	12月に、みんなと楽しい思い出をつくりたいと思ったから		ていあんしゃさん	議題	クラスの出し物を考えよう。		
やくわりぶんとん	し会	こくばん記ろく	ノート記ろく	提案理由(提案者)	クラスがもっと一致団結できるように。()		
	さんさん	さんさん	さん	司会	・司会をする。		
きまってること	日じ : 12月4日 ばしょ: 教室 かつどうの数: 3つ (みんなのできること)			副司会	・司会を助ける。 ・進行状況をチェックする。		
はなしあいの	じゅんじよ	気をつけること		黒板書記	・黒板に記録する。 ・決まったことの色分け。		
1	はじめのことば	・いろいろな人がはっぴょうできるようにする。		ノート書記	・板書事項をノートする。 ・決まったことを発表する。		
2	やくわりしようかい	・いけんが出ないときは		話し合いの流れ	担当者	時間	気をつけること
3	ぎだいのかくにん	けいかくいんの人も		①始めの言葉	司会	10秒	かまないで、はつきりはきはき言う。
4	ていあんりゆうのはっぴょう	はっぴょうする。		②歌・ゲーム		5分	JF Oゲーム
5	はなしあい はしら①(20分)			③議題の確認	司会	20秒	考えるように言う。
	みんなが楽しめるために、 何をするか。			④提案理由の確認	提案者	50秒	ていねいに言ってもらう。
	はしら②(15分)			⑤提案者への質問	司会	1分	あったら聞く。
	どんなかかりがいるか。			⑥話し合う内容・順序の確認	副司会	1分	黒板を見ながら確認する。
6	きまったことのはっぴょう			⑦話し合いのめあての確認	司会	40秒	優しい気持ちで反応しよう。
7	はなしあいのふりかえり						
8	先生のはなし						
9	おわりのことば						

【参照】

「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)(リフレット H30.7・指導資料 H30.12)」国研

「学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)」(リフレット H26.6・指導資料 H28.3) 国研

【芳賀教育事務所 芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 特別活動 平成23年度 Q&A より】

「Q4『学級活動の1単位時間の指導計画(学習指導案)を作成する際に、どのようなことに留意すればよいか。』」

「Q5『学級活動(2)に社会的スキルを身に付ける活動を取り入れる際に、どのようなことに留意すればよいか。』」

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校・中学校 特別活動 R2.6)」国研

「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料(小学校 R2.7・中学校 R3.1)」県教委

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

令和 年 月 日 () 第 校時
 第 学年 組 指導者 ○○ ○○

1 題材 バランスのよい食事

バランスのよい食事(○)
 バランスのよい食事をしよう(×)

題材名(×)→題材(○)

1 単位時間ごとに「評価規準」を作成せず、学校で作成
 (小学校は低・中・高学年別で作成)したものをそのまま掲載。

2 評価規準と目指す児童(生徒)の姿

観点	よりよい生活や人間関係を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度
評価規準	日常生活への自己の関心や関与する諸課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解するとともに、適切な意思決定を行っていくために必要な方法を身に付けていく。	日常生活における自己の適応に関する課題に気づき、解決方法など自分に合ったより	自己の生活をよりよくするために、見通しをもったり振り返ったりしながら、意欲的に課題解決に
目指す姿	○学習指導要領の目標及び特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、各学校が特別活動共通の評価の観点(〃の部分)を定めることとなっている。 ○学級活動(2)(3)の評価規準〔学校として見定めた評価の観点ごとに、発達の段階に即して設定した評価規準〕を踏まえ、本題材のねらい、内容に即して、十分満足できる活動の状況を、「目指す児童(生徒)の姿」として記述する。 ○「目指す児童(生徒)の姿」は、観点ごとに記述する。事前、本時、事後の活動全体を通して、各観点をバランスよく設定することが望ましいが、必ずしも本時の中で全ての観点を評価する必要はない。例えば、事前で「主体的態度」を、本時で「知識・技能」と「思考・判断・表現」を、事後に「思考・判断・表現」や「主体的態度」を中心に評価することも考えられる。		

【参照】

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校・中学校 特別活動 R2.6)」国研
 「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料(小学校 R2.7・中学校 R3.1)」県教委

3 題材について

○児童(生徒)が自己の課題として真剣にとらえ、目標や方法などを意思決定できるように、学級生活における児童(生徒)の実態から、この題材を取り上げる必要性などについて教師の題材観、指導観をまとめる。
 ○必要に応じて、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び外国語活動等との関連を図った計画的指導や学年段階、発達の段階に即した系統的な指導に関わる配慮事項などについても記述する。
 ○(1)で児童(生徒)の実態を具体的に把握し、(2)では学級活動の特質、内容を踏まえるとともに、年間指導計画を確認し、(3)では(1)、(2)を受けて、ねらいを達成させるためにどのように指導して、どのような効果を期待しているか明示する。その際、(1)、(2)、(3)がそれぞれ関連し合うように記述する。

(1) 児童(生徒)の実態

○学級での児童(生徒)の生活の実態や、これまでの学級での取組やその状況を具体的に記述する。
 ○題材に関わる実態を調査し、その結果を分析して判断できる実態を記述する。
 ○実態調査は、児童(生徒)のよさ、努力点、成長の様子、学習効果、学習を阻害する要因等が判断できるような(実際の指導に生かすことができるような)項目を設定することも考えられる。また、調査日、調査対象、調査人数等を明記する。
 ○児童(生徒)の実態調査の分析は、できるだけ個を生かす支援につながるような記述に努める。

(2) 題材設定の理由

○学習指導要領解説 特別活動編「学級活動」の内容を踏まえて、取り上げる題材の内容、今まで取り組んできたこととの関連、その題材を取り上げる意義、題材と児童(生徒)との関係などについて、題材を設定した理由を具体的に記述する。

(3) 指導観

○題材のねらいや児童(生徒)の実態を踏まえながら、ねらいを達成するための指導や支援の手立てなどについて、指導の流れに沿って具体的に記述する。
 ○題材やねらい、活動に応じて、教材・教具、キャリア・パスポート、資料の選択、グループ活動や事前の活動(問題の発見・確認)・本時の活動(話し合い～意思決定)・事後の活動(実践～振り返り)、調べる活動の活用、様々な表現の場づくりなどを具体的に示すような記述に努める。

4 学校課題(研究主題)との関連

○学校課題と関連がある場合は、学校課題(研究主題)に迫るための授業の組立や指導の重点、具体的な手立などを題材レベルでまとめる。

5 人権教育の視点

○題材のねらいや学習内容、指導方法と「育てたい資質・能力等」との関わりを記述する。

6 生かしたい児童(生徒)

○学習指導案参考例P.33の8(5)参照。

7 他の教育活動との関連

○特に関連のある教育活動や体験活動、日常生活との関連について記述する。

8 活動及び指導と評価の計画

○本時だけでなく、事前、事後の活動も記述する。

※参照：芳賀の教育 H.P版 Q&A集 特別活動 H23

Q4：「学級活動の1単位時間の指導計画(学習指導案)を作成する際に、どのようなことに留意すればよいか。」

Q5：「学級活動(2)に社会的スキルを身に付ける活動を取り入れる際に、どのようなことに留意すればよいか。」

※基本的な流れや考え方は同じだが、旧学習指導要領の文言が使われている点に要注意。

	日時 【活動形態】	児童(生徒)の活動	指導上の留意点	目指す児童(生徒)の姿 と評価方法
事前	○/○/○ (朝の会) 【学級全員】	<ul style="list-style-type: none"> ・題材を知る。 ・アンケート調査し、結果をまとめる。(児童・生徒が行う場合) ・自分の問題について考えておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画で設定した題材について事前に予告しておき、関心をもって生活をさせたり、問題意識を高めておいたりする。 ・学級の児童(生徒)の問題の状況を調査等により確認し、家庭への説明を行ったり、協力を依頼したりしておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・○○の課題について、真剣に受けとめ、自己の生活を振り返ろうとしている。(アンケート調査)
本時	○/○/○ (朝の会) 【学級全員】	<p>【学級活動(2)(3)】 【集団思考を生かした一人一人の意思決定】</p>	<p>※「(2) 本時の展開」参照</p>	<p>※「(2) 本時の展開」参照</p>
事後	○/○/○ (朝の会) 【学級全員】	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間、決めたことについて努力する。 ・振り返りをして、さらなる課題をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・○○の児童(生徒)には、○○の助言や励ましを行い、確実に実行できるようにする。 ・ペアでがんばりを確かめ合い、がんばりカードに励ましの言葉を書き合えるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【主体的態度】 ・【思考・判断・表現】 ・自分で決めたことについて粘り強く努力をしている。(観察・努力カード)

9 本時の展開

(1) 本時のねらい

- 自他との関わりの中で、個人の課題を踏まえ、どんな意思決定ができるようにしたいのかという指導のねらいを端的に記述する。
- 観点別に、一つないし二つ程度のねらいを記述する。
- 評価規準・本時における目指す児童(生徒)の姿との関連を図り記述する。

(2) 本時の展開

- 展開を読んで学習活動が把握できるように、できるだけ具体的に記述する。(つかむ・さぐる・見つける・決める)
- ※参照：芳賀の教育 HP版 Q&A集 特別活動 R2
- Q1：「小学校の学級活動の内容の(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」について、その特質及び題材や指導展開の例を教えてください。」
- 指導上の留意点から教師の指導・支援を記述する。その際、児童(生徒)の学習活動への働きかけやその手立て、助言などを具体的に記述する。
- 特に支援したい児童生徒については、「6 生かしたい児童(生徒)」との整合性を図り、具体的な手立てを通して指導・支援ができるよう記述する。
- 評価は、評価規準に即して、本時の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。

○学校課題との関連 ○人権教育上の配慮

段階	児童(生徒)の活動	時間 形態	指導上の留意点	目指す児童(生徒)の姿 と評価方法	資料
導入 つかむ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下のように、児童(生徒)が左記の学習活動を行う上で、資料や活動の場づくり、グループでの話し合い、チームティーチング、ゲストティーチャー、簡単な実験、体験談を聞くなどの工夫をする点を記述する。 ○指導者の立場で記述する。 			<ul style="list-style-type: none"> ○以下のように評価規準に即して、本時の展開における「目指す児童(生徒)の姿」を示しておく。 ○いくつか例示しておくが、本時のねらいに応じた一つないし二つ程度設定することが望ましい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・題材とその課題の実態について知る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・課題の現状、事実などが学級の一人一人に共通する課題であることが理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 【知識・技能】 ・課題の重要性について理解している。〔観察〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・グラフ、アンケート調査や実態調査結果、映像など
	<ul style="list-style-type: none"> ○導入部の学習活動例 ・課題をつかむ ・意識付けの資料を提示する。等 ○学級の実態や発達の段階に応じた分かりやすい題材、課題、ねらい等を提示する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○指導上の留意点における文章表現の例： 「○○する児童(生徒)に対しては、□□を△△することで◇◇を促す。」など、具体的な指導・支援が分かるように記述する。 ○指導上の留意点における文末表現の例： ～雰囲気をつくる。 ～助言をする。 ～の場を設定する。 ～声かけを行う。 ～を引き出す。 ～意欲を高める。 など 		<ul style="list-style-type: none"> ○導入部では、具体的な資料を効果的に提示して、問題を喚起する。
展開 さぐる 見つける	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の原因や様々な問題について知る。 ○「学習活動」の欄には、予想される児童(生徒)の反応を記述すると分かりやすくなる。 ・課題の解決方法などについて考える。 		<ul style="list-style-type: none"> ・課題の原因について理解し、どうしても改善が必要であることが実感できるようにする。 ・様々な解決方法が出し合えるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 【知識・技能】 ・課題の原因(リスク、仕組み、影響など)について理解している。〔観察・学習カード〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的な資料、実物、道具、写真、映像など ・図版、絵、写真など ・学習カードなど
	<ul style="list-style-type: none"> ○この活動において特に重点的に評価する部分がある場合は、このように観点を枠で囲ったり、下線を入れたりすることも考えられる。(事前・事後指導で評価する部分と区別する場合も同様) 			<ul style="list-style-type: none"> 【思考・判断・表現】 ・課題の解決方法について考えている。〔観察〕 	
終末 決める	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の課題にあった〔努力すべきこと〕を決める。 ・互いに自分の努力することを発表し合う。 ・教師の説話等 ○専門的ゲストティーチャーや養護教諭、栄養教諭等の講話なども考えられる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の課題を確認できるようにし、何をどのように努力したらよいかを考えて、より具体的な意思決定ができるようにする。 ・互いの頑張りについて、励まし合えるようにする。 ・事後を見届ける手立てを明確にして、家庭との連携、行事との関連なども踏まえて実践への意欲を高めるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 【思考・判断・表現】 ・自分の課題にあった実行可能な取組や方法などを決めている。〔観察・意思決定カード〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定カード、がんばりカードなど

10 事後指導

○実践に向けて意欲を高めるための指導(活動)、意思決定したことの見直しのための指導(活動)、途中経過などを確認し合うための指導(活動)、ある一定期間実行後に振り返りまとめるための指導(活動)、さらなる活動へ発展させるための指導(活動)、意思決定したことの努力の実際、そのことによる成果などが実感できるようにするための指導(活動)などについて記述する。

【参照】

「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）（リフレット H30.7・指導資料 H30.12）」国研

「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」（リフレット H26.6・指導資料 H28.3）国研

[芳賀教育事務所 芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 特別活動 平成 23 年度 Q&A より]

「Q4『学級活動の1単位時間の指導計画(学習指導案)を作成する際に、どのようなことに留意すればよいか。』」

「Q5『学級活動(2)に社会的スキルを身に付ける活動を取り入れる際に、どのようなことに留意すればよいか。』」

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校・中学校 特別活動 R2.6)」国研

「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料(小学校 R2.7・中学校 R3.1)」県教委

〇〇〇学習指導案(各教科、自立活動等)

※特別支援教育の学習指導案には、一人一人の児童生徒の実態に即した、個々の目標、活動及び教師の支援等を明記することが大切である。

〇ここで示したものは、参考例の一つである。

令和 年 月 日() 第 校時
 〇〇〇学級(〇年〇組) 指導者 〇〇 〇〇

〇学級の名称を記載する。

〇複数の時は T1 〇〇 〇〇
 T2 〇〇 〇〇

1 単元名(または題材名)

- ①児童生徒の視点に立った表現を工夫する。
 - ・活動がイメージしやすいような表現
 - ・活動の意欲が高まるような表現
- ②教科書の章や節を単元(教材)名とすることもある。
 (例)単元名「相手にわかりやすく伝えてみよう」(自立活動)や「かぞえてみよう」(算数) など
 教材名「カードを使って漢字をつくってみよう」(国語)

2 単元について(または題材について)

(1) 児童生徒の実態

(2) 単元(教材)観

(3) 指導観

〇単元(教材)観、児童生徒の実態、指導観の順に記述することもあるが、特別支援学級においては児童生徒の実態から教育課程の編成の際に作成した指導計画を元に単元(教材)を設定するため、児童生徒の実態から書き始めることが望ましい。

【児童生徒の実態】
 ・人数、特性、単元(教材)に対する興味・関心や経験など、児童生徒の実態を記述する。

【単元(教材)観】
 ・設定した単元(教材)の意義や単元(教材)に対する考え、単元(教材)におけるねらいなどを明確にする。

【指導観】
 ・児童生徒観や単元(教材)観の関連から有効な指導の在り方を考え、指導方法や学習活動を明確にし、指導をする上での留意点や教師の対応の工夫、手立てや方法、学習環境などについても記述する。

3 単元の目標(または題材の目標)

- ①本単元(教材)の学習を通しての全体の指導目標を学習集団全体と個別の両面から記述する。実態によっては、個別の目標のみの場合もある。
- ②単元の目標を一文で示す場合と資質・能力の三つの柱に即して三つの文章で示す場合もある。
 - (1) ~することができる。(知識及び技能)
 - (2) ~することができる。(思考力、判断力、表現力等) ※国立教育政策研究所や県教委の参考資料を参考にする。
 - (3) ~しようとする。(学びに向かう力、人間性等)
- ③自立活動の目標は三つの柱では整理されていない。また、自立活動の指導が、各教科等において育まれる資質・能力を支える大事な役割を担っていると捉え、目標を設定すること。

4 人権教育との関連

〇単元の目標、学習内容と本校における人権教育の「育てたい資質・能力等」(知性・判断力・感受性・技能・実践力)との関わりについて記述する。

5 学校課題との関連(研究学校等においては、研究主題との関連)

- ①学校課題(研究主題)との関連がある場合には、学校課題(研究主題)に迫るための授業の組立や指導の重点などを単元(小単元、又は題材)レベルで記述する。その際、研究の内容に即して記述することが大切である。
- ②教科ごとの課題(研究テーマ)がある場合は、それぞれの課題との関連で記述することも考えられる。

6 単元の指導と評価の計画(〇時間扱い 本時〇/〇)

- ①年間指導計画の下に、単元(教材)の目標(ねらい)を踏まえて単元(教材)全体を見通し、指導する内容と時間数を明記するとともに、本時の位置付けを明確にする。
- ②本時に関わる場所は、具体的な計画を示し、本時の前後にどのような指導をするかが明らかになるように記述する。

時	主な学習内容・学習活動	評価規準		
		A児	B児	C児
1～3	○単元の主な学習内容・学習活動を説明する。			
4～7	○目標達成のために、単元（題材）の全体の主な学習内容や学習活動の流れが明確になるように簡潔に記入する。	◎	○評価規準には、次時に向けて「指導に生かす評価」と、単元（題材）の学習の評価として活用する「指導に残す評価」が分かるように記載する	
8～12		◎	○「個別の指導計画」に基づき、「単元の目標」に対して、児童生徒のどのような姿が見られれば、「おおむね満足できる」と考えるのかを具体的に記入する。	
12～14		◎		

※◎：記録に残す評価

5 本時の指導

(1) 題目（題材名、または教材名）

○「T6 単元の指導と評価の計画」との整合を図る。

(2) 児童生徒の実態と個別の目標・評価規準

①全体目標

○.....することができる。

○集団に関わる目標となる場合には記述する。

②個別目標

	児童生徒の実態	個別の目標	評価規準
A児		○「個別の指導計画」の目標とのつながり（整合性）を意識しながら設定する。 ○自立活動では、選定した自立活動の内容（6区分27項目）を【例3-（4）】のように記述する。 ○単元（題材）の個別目標との整合性を図る。	○個別の目標達成が確認できる具体的な状況（行動）を分かるように記述する。
B児			
C児			

(3) 学校課題（または研究主題）に関わる授業の視点

○本時において、学校課題（研究主題）との関連がある場合には、学校課題（研究主題）にどのように迫るのかを記述する。その際、課題解明の手立てや研究の内容に即して記述することが大切である。

(4) 人権教育の視点

○本時の目標（ねらい）、学習内容や指導方法と、「育てたい資質・能力等」との関わりを記述する。ここでの視点が、展開の「人権教育上の配慮」において具体的な記述となる。

(5) 展開（次頁参照）

- ①縦版でも横版でよいが、個別の支援の手立てを指導上の配慮事項に明確に記述する。
- ②TTの場合は、役割（T1・T2等）を明確にして記述することも必要である。

(6) その他

○学校課題や研究内容及び教科等の特性などを踏まえ、必要に応じて、板書計画、発問計画、場の設定、教材・教具、環境整備の工夫、ワークシート（別紙）などの項立てをして、記述することも考えられる。

【参考資料】

- ・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引き」 R31.2, R22.2 栃木県教育委員会
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 R02.3 国立教育政策研究所
- ・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」 R02.7 小学校 R3.1 中学校 栃木県教育委員会

(5) 展開

【展開の例】＜小学校 知的障害特別支援学級 国語科＞

○展開については「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」（平成31(2019)年2月 栃木県教育委員会）を参考にし、記入すること。

○学習活動（太字）は、児童（生徒）の立場で記述する。

○指導上の留意点等には、個別の支援の手立てを具体的に記入する。

○参観者は、発達障害のある児童生徒に刺激を与えないなど授業参観の配慮が必要である。

◎学校課題との関連 ○人権教育上の配慮

学習活動	時間	指導上の留意点等			資料・準備物等
		A児	B児	C児	
<p>1 前時の学習活動を振り返り、本時のねらい及び学習の流れを確認する。</p> <p>まよい猫を見つけるために、話をよく聞いてメモを取ろう。</p>	8	<p>・クイズ形式により、前時に学習した記録の取り方を確認させる。 ・本時における個別目標を確認する。</p> <p>・猫の体の各部と特徴を結び付けてメモを取ることができる。</p>	<p>・聞き取った猫の特徴についてメモを取ることができる。</p>	<p>○T.Tの場合は、役割(T1・T2等)を明確にして記述することも必要である。</p> <p>・猫の特徴について必要な内容を自ら考えてメモを取ることができる。</p>	<p>・メモの取り方の見本 ・教科書挿絵の拡大図 ・振り返しシート</p>
<p>2 話を聞いてまよい猫を見つめる。</p> <p>①話を聞きながら記録する。 ②条件に合う猫を見つめる。 ③条件に合っている猫を確認する。</p>	27	<p>○授業のはじめには、1時間の学習内容・学習活動の見通しをもたせる。 ○発達の段階に応じて分かりやすい言葉で示す。 ○児童生徒それぞれが「何が」「どのよう」「どのくらい」で言えばよいのかを分かるように示す。 ○示す方法やタイミングについても工夫する。</p>	<p>・メモする内容を漏らさないよう体の各部位名（説明と関係のない部位を含む）が記入されたワークシートにする。 ・再び説明を依頼するときの文を一緒に考え、文例を提示する。</p>	<p>・縦罫線のワークシートを用いて必要な事項についてメモが取れるよう書き方の見本を示す。 ・説明を始める前に集中して話を聞く準備ができていないか確認し、できていない場合には賞賛する。</p>	<p>・ワークシート ・依頼する文の例文 ・猫のイラスト</p>
<p>3 本時のまとめと振り返りを行う。</p>	10	<p>○児童（生徒）のつまずきを予想して支援の手立てを具体的に記述する。 ○学習の方法、手順に基づき、主体的に学習に取り組むことができるようにする。 ○「声をかける」「励ます」といった支援のほか、児童生徒一人一人の実態を踏まえ、よきに目を向け、苦手な面を補える支援内容を記述する。 ○個別の教育支援計画に記載してある合理的配慮の内容を反映させる。</p>	<p>・全体で猫の特徴を確認しながら、条件に合う猫を見つめられるようにする。 ・個別目標の達成状況を振り返る。</p>		

※指導上の留意点等には、個別の学習活動を入れることもある。

ふれあい学習デリバリー講座の案内

ふれあい学習課では、研修会をデリバリー（お届け）しています。

「保護者」「一般」「教職員」対象の研修会に、本講座をどうぞ御利用ください。詳しくはホームページを御覧ください。（左下のQRコードからの検索が可能です。）

また、当課では、講師紹介や派遣、研修の運営等のお手伝いもいたします。研修内容でお悩みの時は、ぜひ御相談ください。

【保護者対象（保護者会・家庭教育学級等）】

学習テーマ	主な内容
家庭教育・子育てについて	・家庭教育学級の進め方や方向性について考える ・子どもとのふれあいや接し方について考える ・生活リズムと子どもの成長について考える ・家庭教育支援プログラム（『親学習プログラム』を利用したテーマに基づく話し合い）を行う
人権について	・ワークショップを通して、人権の尊重について考える
地域学校協働活動について	・地域と学校の連携・協働について考える
P T A活動について	・P T A活動の更なる充実に向けて考える

【一般対象（子ども会育成会・自治会・公民館等）】

学習テーマ	主な内容
体験活動の実施について	・子ども会育成会等での体験活動について考える
地域課題の解決とつながりづくりについて	・『地域元気プログラム』を利用し、地域課題の解決について考える
ボランティア活動について	・地域や学校等でのボランティア活動について考える

【教職員対象（現職教育等）】

学習テーマ	主な内容
生涯学習について	・生涯学習の観点から、教育活動について考える
地域学校協働活動について	・学校支援ボランティア活動の充実等に向けて考える ・地域連携について考える
参加体験型人権教育について	・人権教育ワークショップを指導する手法を体験する
ワークショップの展開について	・保護者会や研修等でのワークショップの手法を学ぶ

- ・上記の講座は、参加型（ワークショップ）の手法を用いて実施します。
 - ・平日はもちろん、土曜日・日曜日等の研修にも対応可能です。
 - ・上記以外の学習テーマや内容についても、遠慮無く御相談ください。
 - ・準備の都合がありますので、遅くとも1か月前までには御連絡ください。
- ◎日程や内容等が決まりましたら、まずはふれあい学習課まで電話にて連絡をお願いします。
日程等調整後、所定の様式にてメールまたはF A Xでお申込みください。



デリバリー講座

芳賀教育事務所ふれあい学習課
TEL：0285（82）3324
FAX：0285（82）5140
メール：haga-leo-fureai@pref.tochigi.lg.jp

[学校訪問について]

1 学校訪問の意義

学校訪問は、健康で創造性に富み、人間性豊かで社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の育成を目指し、調和のとれた学校運営の下、各学校が主体的・創造的に教育活動を推進できるよう支援するものである。

2 学校訪問の方針

- (1) 栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所（以下「教育事務所」という。）並びに真岡市教育委員会及び益子町教育委員会、茂木町教育委員会、市貝町教育委員会、芳賀町教育委員会の芳賀管内5市町の教育委員会が一体となって各学校の指導助言に当たる。
- (2) 各学校の教育活動や教育研究が主体的・創造的に推進できるよう支援する。

3 学校訪問の目的及び方法・内容

(1) 合同訪問

ア 目的

計画的に各学校を訪問することにより、学校経営、教育課程の運用、学習指導、児童・生徒指導、健康教育等、学校教育全般にわたり、学校の実態に即して、指導助言や研究協議を行い、各学校が主体的に、より充実した教育活動や特色ある学校経営が推進できるよう支援する。

イ 方法・内容

- (ア) 訪問に当たっては、合同訪問の目的を踏まえ、「令和6年度教育施策」（栃木県教育委員会）における栃木県教育行政基本方針と重要施策、「令和6（2024）年度指導の指針 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校」（栃木県教育委員会義務教育課）、「令和6（2024）年度芳賀の教育」（教育事務所）に基づいて指導助言する。
- (イ) 訪問者は、市町教委の教育長・指導主事等、教育事務所の所長・学校支援課長・ふれあい学習課長・管理主事・指導主事・社会教育主事等とする。
- (ウ) 訪問者の人数は、各学校の教員定数に基づくとともに、小学校と中学校それぞれの特質を考慮して決定する。なお、授業者は県費負担の常勤教職員とする。
- (エ) 合同訪問は、研究学校等の指定の有無にかかわらず3年に一度を原則とする。
 ※訪問者及び日程案は、4月の芳賀郡市小・中学校長連絡会議で示す。
 ※4月下旬に訪問校全体説明をオンラインで行った後、訪問1～2か月前を目安に、各学校と事前打合せを行う。

【令和6年度訪問予定校】

市町名	学校名	市町名	学校名
真岡市	真岡市立真岡小学校	益子町	益子町立七井小学校
	真岡市立亀山小学校		益子町立田野中学校
	真岡市立大内中央小学校	茂木町	茂木町立茂木小学校
	真岡市立中村小学校	市貝町	市貝町立市貝小学校
	真岡市立長沼小学校		市貝町立市貝中学校
	真岡市立真岡中学校	芳賀町	芳賀町立芳賀東小学校
	真岡市立中村中学校		
真岡市立長沼中学校			

(2) 管理訪問

ア 目的

新任の管理職者及び新規採用教職員の配置校を訪問し、学校管理、学習指導等、学校経営・運営や学級経営に関する直接的な指導を行い、学校教育のより一層の充実に支援する。

イ 方法・内容

- (ア) 新任校長配置校は当該市町教委教育長と教育事務所長が訪問する。
- (イ) 新任教頭配置校は当該市町教委教育長と管理主事が訪問する。
- (ウ) 新規採用教職員配置校は当該市町教委教育長、管理主事、指導主事が訪問する。
- (エ) 新任校長、新任教頭、又は新規採用教職員配置校において、当該年度の合同訪問対象校になっていない場合に、管理訪問を実施する。当該年度に合同訪問該当校は、管理訪問も併せて実施する。

(3) 要請訪問

ア 目的

各学校、又は学校関係団体等の要請に応じて訪問し、課題解明等を支援する。

イ 方法・内容

- (ア) 訪問者は、学校や学校関係団体等の要請内容に応じて、芳賀四町教育研究協議会を含む各市町教育委員会と教育事務所との間で調整を図って決定する。
- (イ) 主な要請内容は次のとおりとする。
 - ・学校課題追究の過程における問題点の解明
 - ・学習指導、児童・生徒指導、人権教育、特別支援教育等の問題点の解明
 - ・学校訪問等において、指示・指導を受けた問題点の解明
 - ・学校関係団体等の研究の進め方や研究課題の解明
 - ・その他
- (ウ) 要請は、半日又は放課後だけでもよいものとする。
- (エ) 要請に関する問合せ等は、真岡市については、真岡市教育委員会とし、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町については、芳賀四町教育研究協議会の各町担当者とする。ただし、学校関係団体等はこの限りではない。

<問い合わせ（要請の窓口）>

真岡市教育委員会 電話 0285-83-8181 FAX 0285-83-4070
(真岡市の学校の窓口) E-mail : gakkoukyouiku@city.moka.lg.jp

芳賀四町教育研究協議会 電話 0285-81-5881 FAX 0285-81-5880
(益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の学校の窓口) E-mail : yoncho@kyougikai.jp

諸表簿整備に当たっての主な項目と観点例 (令和6年度)

下表は、諸表簿整備をする場合の参考として作成したものです。学校の必要に応じ、修正するなどして活用してください。

番号	主 な 項 目	主 な 観 点 例
1	学 校 経 営 の 概 要	ア 学校経営の方針、努力点、具体策の関連が明確であり、学年・学級経営に生かされ、計画的な実施に努めている。 イ 学校運営の状況について保護者等に積極的に情報提供されている。 ウ 生涯学習の理念に沿い、特色ある学校経営が行われている。 エ 学校評価を生かし、学校運営、教育活動を工夫改善している。 オ 危機管理を意識した学校経営が行われている。
2	履 歴 書	ア 履歴書が適切に管理されている。
3	学 校 日 誌	ア 学校行事をはじめ、職員の動向や児童生徒の出欠状況等が正確に記載されている。 イ 記載内容が他の表簿等と一致している。
4	出 勤 簿	ア 職員の勤務態様が正確に表示されている。 イ 記載内容が他の表簿等と一致している。 ウ 集計が正確に記入されている。
5	諸 願 届 簿	ア 着任届、年次休暇届、傷病休暇願、特別休暇願（届）、介護休暇願、欠勤届、研修願、休職願等の書類が処理され整理されている。
6	旅 行 命 令 簿	ア 学校日誌、出勤簿、復命書との関わりが正確に処理されている。
7	旅 行 復 命 書	ア 学校日誌、出勤簿、旅行命令簿との関わりが正確に処理されている。
8	勤務の割り振りに関する書類	ア 職員の勤務時間の割り振りに関する書類が整備されている。 イ 週休日の振替簿が整備され適正に処理されている。
9	休 暇 簿	ア 学校日誌、出勤簿との関わりが正確に処理されている。 イ 休暇日数等が正確に記入されている。
10	職 免 承 認 簿	ア 学校日誌、出勤簿との関わりが正確に処理されている。 イ 承認簿や承認請求書が正確に記載されている。

番号	主な項目	主な観 点 例
1 1	学校訪問の記録	ア 学校訪問の記録が整備されている。
1 2	学校評価の記録	ア 学校評価の記録が整備されている。
1 3	教育課程表	ア 学習指導要領を踏まえた教育課程が編成されている。 イ 地域や学校、児童生徒の実態等に応じ創意工夫された教育課程が編成されている。 ウ 特別支援学級の教育課程が、個々の実態に応じて編成されている。 エ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っている。
1 4	年間指導計画	ア 学習指導要領を踏まえた各教科等の評価計画を含む年間指導計画が整備されている。 イ 道徳教育の全体計画及び別葉、道徳科の年間指導計画が整備されている。 ウ 総合的な学習の時間の全体計画及び評価計画を含む年間指導計画が整備されている。 エ 特別活動（学級活動、児童会活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事）の全体計画、各活動・学校行事の年間指導計画（内容のまとまりごとの評価規準を設定）及び評価計画が整備されている。
1 5	週指導計画（週案）	ア 年間指導計画を踏まえている。
1 6	人権教育全体計画と実施記録	ア 現職教育等で、計画的に人権教育の研修が実践されている。 イ 各学校における人権教育の課題の明確化と教育計画への適切な位置付けが行われている。 ウ 重点化を図った資質・能力や直接的指導の学習が位置付けられた各学年の人権教育年間指導計画が整備されている。
1 7	児童・生徒指導全体計画と実施記録	ア 全校体制を意識した指導計画が整備されている。 イ 実施記録が整備されている。 ウ 学校いじめ防止基本方針が整備されている。
1 8	教育相談計画等と実施記録	ア 教育相談の計画が整備されている。 イ 実施記録が整備されている。
1 9	特別支援教育全体計画	ア 特別支援教育の全体計画が作成されている。 イ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成され、保護者との合意形成がなされている。
2 0	キャリア教育・進路指導全体計画	ア 系統的なキャリア教育・進路指導全体計画が作成されている。 イ 各教科等との連携が図られている。 ウ キャリア・パスポートの記録が蓄積されている。

番号	主な項目	主な観点例
21	学校保健計画と実施記録（環境衛生検査実施記録を含む）	ア 学校保健計画（全体計画）が作成されている。 イ 性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の指導計画に基づいて指導され、実施記録が整備されている。 ウ 環境衛生検査の実施及び事後措置に努め、実施記録が整備されている。
22	学校安全計画と実施記録（安全点検実施記録を含む）	ア 学校安全計画（全体計画）が作成されている。 イ 生活安全、交通安全、災害安全について計画的、継続的な指導及び訓練等が行われ、実施記録が整備されている。 ウ 安全点検の結果に基づき、危険箇所の明示、修繕等の適切な措置が講じられ、実施記録が整備されている。
23	危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）	ア 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が整備されている。 イ 不祥事防止の危機管理マニュアルが整備されている。
24	食に関する指導計画と実施記録	ア 食に関する指導全体計画①及び②（年間指導計画）が作成されている。 イ 実施記録が整備されている。
25	健康と体力向上の実施記録	ア 新体力テストの結果などをもとに、体育・健康に関する指導の全体計画を作成し、工夫・改善が図られている。 イ 実態を踏まえた健康づくり、体力づくりに努め、実施記録が整備されている。（新体力テストの実施計画および実施記録、分析を含む）
26	小学校児童指導要録 中学校生徒指導要録	ア 総合的な学習の時間及び特別活動の評価の観点等が記入されている。 イ 所見については、児童生徒の長所が取り上げられて記録されている。
27	出席簿	ア 記録等が校内統一されている。
28	児童生徒健康診断票	ア 記入事項が正確に記録されている。
29	学年・学級経営 個人指導の記録	ア 学年・学級経営方針、努力点、具体策、評価等が明確になっている。 イ 長所などを取り上げた個人の記録が累積されている。
30	生涯学習に関する全体計画と実施記録	ア 生涯学習推進に関する全体計画が整備されている。 イ 地域連携に関する推進計画が整備されている。 ウ 実施記録がまとめられている。 エ 生涯学習に関する文書が適切に整理されている。

令和6年3月発行

令和6(2024)年度 芳賀の教育

発行 栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所

〒321-4305 栃木県真岡市荒町 116 番地 1

TEL 0285-82-3324

FAX 0285-82-5140

E-mail haga-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp

